

12月3日（水）

令和 7 年 12 月 3 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (35名)

1番	河野通博	(みやざき未来灯)
2番	永山敏郎	(県民連合立憲)
3番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4番	工藤隆久	(同)
5番	山内いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山口俊樹	(同)
7番	下沖篤史	(同)
8番	齊藤了介	(同)
9番	黒岩保雄	(同)
10番	渡辺正剛	(同)
13番	外山衛	(同)
14番	脇谷のりこ	(未来への風)
15番	松本哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松幸次郎	(同)
18番	野崎幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤雅洋	(同)
20番	内田理佐	(同)
21番	川添博	(同)
22番	荒神稔	(同)
23番	日高博之	(同)
24番	福田新一	(同)
25番	本田利弘	(同)
27番	凶師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	中野一則	(宮崎県議会自由民主党)
32番	濱砂守	(同)
33番	安田厚生	(同)
34番	坂口博美	(同)
35番	山下寿	(同)
36番	山下博三	(同)
37番	二見康之	(同)
39番	日高陽一	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
選挙管理委員会委員長	成合修
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会事務局長	日高正勝

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博史
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 議案第22号から第32号まで追加上程

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第22号から第32号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第22号から第32号までの各号議案を一括上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○外山 衛議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点御報告を申し上げます。

1点目は、高病原性鳥インフルエンザの発生についてであります。

今シーズン、韓国では9月に養鶏場での発生が確認され、県内においても、これまでで最も早い10月中旬から野鳥での感染が複数確認されていたことから、養鶏農家や関係機関と情報を共有し、最大限の警戒に努めておりました。

そのような中、先月22日、日向市の約4万8,000羽を飼養する肉用養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

国の特定家畜伝染病防疫指針では、判定後24

時間以内を目安に殺処分を、72時間以内を目安に埋却を完了することとされています。21日午後5時、まだ疑い事例が確認された段階でありましたが、県対策本部会議を開催し、あらかじめ初動防疫の対応等について確認し、全庁を挙げて迅速な対応を図るよう指示しました。

その後、翌22日午前8時、国において疑似患畜と判定されたことを受け、JA、県建設業協会、日向市をはじめとする多くの団体・企業等の御協力をいただき、延べ480名態勢で発生農場の防疫措置を実施しました。

あわせて、同時刻から県内4か所に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒を実施するとともに、同日午前11時より、畜産関係団体等を招集して緊急防疫会議を開催し、改めて発生防止対策の徹底を強く呼びかけたところであります。

今シーズンは、今回の事例を含め、これまで全国で4道県6事例の発生が確認されており、その発生時期も過去と比べて早くなっております。

引き続き、「防疫を標準装備に」を合い言葉に、関係団体等と緊密に連携し、農場へのウイルス侵入防止対策のさらなる強化を図るなど、危機感を持って発生を防止するための取組を進めてまいります。

2点目は、「神楽」の2028年ユネスコ無形文化遺産への提案決定についてであります。

先月28日、神楽が本年度のユネスコ無形文化遺産への提案案件に決定したと国から発表があり、2028年の登録に向けて大きく前進しました。長きにわたり、誇りと情熱を持って神楽の保存・継承に取り組んでこられた全ての皆様に深く敬意を表します。

これまで本県では、日本の伝統文化である神

楽の歴史的・文化的価値をさらに高め、地域における神楽の保存・継承の意欲を創出し、ひいては、地域社会の維持・活性化につなげていくため、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指してまいりました。そして、本県が全国の関係団体に呼びかけ、国への要望活動や機運の醸成に取り組んでまいりました。

県議会におかれましても、神楽の魅力発信や保存・継承に向けた取組に対し、長年にわたり強力に支えていただきましたことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

今後、本件については、来年3月末までにユネスコに提案され、2028年の登録に向けた審査が行われる予定となっております。

県としましても、引き続き、ユネスコ登録に向けて国内外に神楽の魅力を発信していくとともに、この取組を通じて、将来にわたり神楽の保存・継承につなげていくことができるよう精力的に取り組んでまいります。

それでは、ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案しました議案は、国の令和7年度補正予算に対応するもの、並びに、県職員、市町村立学校職員及び特別職の給与改定を行うものです。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計が459億9,120万3,000円、特別会計が192万7,000円、公営企業会計が17億7,113万1,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は7,295億9,558万3,000円となります。

今回の補正予算案による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金8億6,408万円、国庫支出金216億963万7,000円、繰入金54億4,261万8,000円、諸収入8億4,126万8,000円、県債172

億3,360万円であります。

続きまして、一般会計補正予算案に計上した主な事業の概要について御説明いたします。

今回、国の補正予算への対応として、国土強靱化対策等の公共事業及び物価高対策事業を計上しております。

まず、国土強靱化対策等の公共事業については、道路や河川、砂防、港湾等の整備、土地改良や農地防災、造林や治山などに要する経費を措置するものです。

次に、物価高対策事業として計上した「物価高対応プレミアム付商品券等発行事業」は、重点支援地方交付金を活用して早期に事業効果を上げるため、市町村に対し、プレミアム付商品券等の発行に要する費用を補助するための経費です。

なお、当事業以外の重点支援地方交付金を活用した物価高対策事業につきましては、国の補正予算の詳細内容等を精査した上で、改めて事業を構築し、補正予算を編成してまいります。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第30号及び第31号は、県職員及び市町村立学校職員の給与を改定するため、関係条例の改正を行うものです。

議案第32号は、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、関係条例の改正を行うものです。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明しました。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山 衛議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○外山 衛議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、黒岩保雄議員。

○黒岩保雄議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。日南市選出、自民党の黒岩保雄でございます。傍聴席の皆様、インターネットで御覧の皆様、今日はありがとうございます。

本日は冒頭に議案の追加上程があり、一般質問のスタートの時間が少し遅れましたが、私とこの後の山内いっとく議員で何とか12時で終わるように調整しますので、御安心いただきたいと思っております。

さて、私事ではありますが、去る12月1日付で、宮崎県セーリング連盟の会長に就任させていただきました。この連盟の会員はおよそ60名で、約半数を占める高校生や大学生も会費を負担しながら、高校の先生などが役員となって運営されています。

滋賀国スポでも、セーリングの470級や420級、そしてウインドサーフィン級で入賞を果たし、宮崎国スポでの活躍に大きな期待が寄せられています。

私も微力ながら、競技の普及と競技力の向上に努め、本県の天皇杯獲得に貢献できるよう尽力してまいりたいと考えております。どうぞ引き続き、セーリング連盟に対する御理解と御支援をよろしくお願いいたします。そういうことで、今日はセーリング団体の国スポ用のバッジをここに付けさせていただいております。

先日、ある方から、「黒岩さんはセーリング経験者だったんですね」と顔をまじまじと見詰められました。恐らく肌の色が黒いため、そう思われたのかもしれませんが、全くの素人でありまして、これから勉強してまいりたいと思っております。

今回は、県政に関する課題、各方面から寄せ

られた要望事項などを中心に、6項目について質問いたします。今日は一般質問の最終日でございますが、緊張感を持って質問に臨みますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

初めに、チャレンジ県政について質問いたします。

本県が令和6年度から取り組む日本一挑戦プロジェクトは、いよいよ来年度に総仕上げの年を迎えます。最終的には、目標の達成が求められるところではありますが、私は、これまでの過程で、様々なアイデアの絞り出し、試行錯誤しながらの取組、そして条例の制定などが行われ、まさに全庁挙げた取組により、職員にやる気を、県民には誇りをもたらしているのではないかと考えています。

こうしたことから、次なるプロジェクトにも取り組むべきと考えており、その方向を決めるために必要な調査を行うのであれば、令和8年度の当初予算に関連経費を組み込む必要があると思っておりますので、今回確認をしておきたいと思っております。

そこで、日本一挑戦プロジェクトは来年度に最終年度を迎えるが、その先のプロジェクトの方向性について、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

以降の質問は質問者席で行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

日本一挑戦プロジェクトは、県総合計画アクションプランの中でも、本県の強みを生かせる3つの分野を特出しし、「安心と希望あふれる宮崎」の早期実現に向けて、昨年度からの3年間、施策と財源の強化を図りながら、重点的、集中的に展開しているものであります。

このような中、来年度にはアクションプランと同じく、日本一挑戦プロジェクトも最終年度を迎えることから、私自身としては、この期間中にしっかりと成果を上げることが最優先とし、目標達成に向け、全庁一丸となって関連施策を推進してまいります。

一方で、県政の次なる成長に向けては、本県の強みにさらなる磨きをかけ、未来を切り開いていく新たなプロジェクトや施策を構築していくことが必要と考えております。

このような認識の下、来年度の「重点施策の推進方針」において、2年後の国スポ・障スポや、8年後の置県150年を見据えた施策の推進を掲げたところであります。

なお、国スポに向けて、今セーリングの御指摘がありました。私自身も大学時代、ごく短い期間ではありますが、ヨット部に所属し、スナイプ級に乗っていたことがございます。宮崎にとりまして、マリンスポーツは極めて重要であると考えておりますし、国スポを弾みにさらにその振興を図ってまいりたい、今そのような思いを共有したところであります。

喫緊の課題であります人口減少への対応等に加え、これらの取組を着実に進めながら、引き続き、本県の持続的な発展に向けた基盤づくりに努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○黒岩保雄議員 それでは、知事のほうにもぜひセーリング連盟の特別顧問としてお入りいただくように、また御案内をしたいというふうに思っております。

宮崎国スポ・障スポや置県150年が次なるプロジェクトだということでございます。次なる宮崎国スポ・障スポや置県150年は、ダイナミックで幅広い産業の振興、県民生活の向上など、多くの県民が利益やサービスを享受できる

取組をお願いしたいと思います。

さて、国においては、「建国をしのび、国を愛する心を養う」という趣旨の下、2月11日を建国記念の日としています。

一方、本県では、宮崎県が再置された明治16年5月9日に合わせ、毎年その日に、県庁敷地内にある川越進翁の胸像前に、知事をはじめ、県関係者、県議会議員、川越翁の子孫の方などが参集し、献花式を行っています。

御案内のとおり宮崎県は、一旦誕生したものの、その後、鹿児島県に併合され、当時の鹿児島県議会議員の川越進氏——今の清武町出身でございます——が中心となって分離独立運動を起こし、1883年に再置されました。

顕彰碑には、川越翁が血のにじむような努力を傾け、幾多の曲折を経て、ついに実現したと刻まれています。再置の翌年には、宮崎大学の前身となる宮崎県尋常師範学校が設置されるなど、再置により本県発展の基礎がつくられ、現在に至っています。

こうした県の「再置をしのび、県を愛する心を養う」という意味で、再置された5月9日を記念し、その日を「県民の日」とする考えはないか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 5月9日は、分県運動に尽力されました川越進翁をはじめとする先人の方々の御労苦により、宮崎県が再置された日であります。

毎年、県庁の前庭に置かれております川越翁の胸像の献花式におきましては、本県の礎を築かれた諸先輩方から託された「たすき」を次の世代へつないでいかなければならない、そういう思いを新たにしているところであります。

県民が郷土の歴史や文化に対する理解を深め、ふるさとを愛する心を育むことは、大変重

要なことと認識しております。

「県民の日」を制定することにつきましては、一つの御提案として受け止め、他県の事例等を調査研究しながら、引き続き、郷土に対する誇りと愛着の醸成に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 提案として受け止め、他県の事例等を調査研究いただけるということで、前回の質問で私が提案いたしました水族館の整備よりも知事の反応がよかったなというふうに思っております。

「県民の日」の制定を検討される際には、県内の学校等で、本県の歴史などに焦点を絞った授業などの実施も考えてほしいと思います。九州では、鹿児島県だけが制定しているようでございますので、九州で2番目となるよう、しっかりと調査研究をお願いしたいと思います。

次に、県内では、市町村合併による施設の統廃合や、人口減少による小中学校の閉校などにより、市町村が有する施設の利用が停止されるケースが散見されます。

県教育委員会に伺いましたところ、過去10年間で廃校になった小中学校は34あるとのこと、廃校が活用されている例を私なりに調べたところ、3校ほどしか見つけることができませんでした。もちろん10年以上前に廃校になり、今も利用されていない学校も多数あります。

市町村は遊休施設の活用を模索している状況にありますが、財政的な課題もあり、思うように活用が進んでいないのが現状です。

遊休施設はおおよそ人口減少の著しい地域にあるため、遊休施設を核とした地域振興は、大きな意味を持つものと考えています。

そこで、知事は、市町村が遊休施設を多く保有していることに対し、どのような考えを持っておられるのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 市町村において、人口減少等の理由により、これまで地域コミュニティの核となっていた学校など多くの公共施設の利用が停止され、遊休化している現状は、私としても、県内各地を訪問する中で実際に目にしてきたところであります。

こうした遊休施設の在り方については、それぞれの市町村で、財政状況を踏まえた上で、地域づくりの観点から、地域の特性や住民のニーズ等に応じて検討がなされていると考えております。

このような中、県では、例えば、廃校等を改修しコミュニティ施設を整備するなど、市町村が進める地域づくりに対する支援のほか、公共施設等適正管理推進事業債のような、交付税措置のある有利な地方債などの活用に向けた助言も行っております。

私は以前、日南市で廃校となった潮小学校の跡地にできた、当時あったレストランで食事をしたり、今はキャンプ場として活用されているようではありますが、活用事例というものも目に見えているところでありまして、それぞれの市町村で、地域の実情に応じて、様々なアイデアを凝らして取組を進められているということも感じております。

今後、人口減少が進むにつれ、公共施設の遊休化は、地域においてますます大きな課題になるものと考えられますことから、引き続き市町村の取組を支援してまいります。

○黒岩保雄議員 日南市潮小学校の例も挙げいただきました。また、木城町では、閉校した小学校を活用した宿泊や、食品加工の機能を備えた地域活性化の拠点づくりを行う事業がスタートし、県も補助しているというふうに伺っております。まずは、市町村の実態把握とともに

に、このような補助事業の周知や拡充のほか、活用事例の紹介を行うなど、市町村に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

次に、医療環境の充実に関連する質問を行ってまいります。

県立3病院については赤字が続いておりますが、私は、県立病院は、救急医療や感染症対応など、民間病院では対応が難しい分野の役割も担っているため、黒字にならなくてもやむを得ない部分があると感じております。

しかし、言い換えれば、救急医療などが行えない公立病院に対しては、住民の不満が高まるということがございます。医師や看護師の確保の課題もある中ではありますが、本県の3つの県立病院は救急搬送の受入れが円滑にできているのか確認したいと思います。

そこで、県立病院の令和6年度の救急患者の応需率について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 救急患者の応需率は、救急搬送を受け入れた件数を、受入れ要請のあった件数で割って算出したものです。

令和6年度の救急患者の応需率は、宮崎病院が74.1%、延岡病院が98.2%、日南病院が80.4%です。

○黒岩保雄議員 この応需率が高いのか低いのかの物差しについては、全国のデータをいろいろ調べてもらいましたが、見当たりませんので、評価がしづらいところではあります。

延岡病院はほとんど受入れができているのに対し、宮崎病院はおよそ4回に1回、日南病院は5回に1回の割合で応需できていないということが分かりました。

それでは、このように県立病院間で救急患者の応需率に差がある理由を、病院局長にお伺い

いたします。

○病院局長（吉村久人君） 各地域において、宮崎病院は3次救急、延岡病院は2次・3次救急、日南病院は2次救急を担っており、病院によって受入れ患者の重症度に違いがあります。

このような中、宮崎病院では、1次・2次救急などの医療機関で対応可能な患者の搬送要請が多いことや、当直医師が既に他の重篤患者に対応中の場合があること、延岡病院では、地域内で症例や重症度ごとにあらかじめ搬送先が決められており、延岡病院での治療が必要と判断された患者が搬送されていること、日南病院では、特に平日夜間や休日に同時に複数の救急患者に対応している場合や処置できる医師がいない症例で、受入れが困難となる場合があることなどの理由により、応需率に差が生じております。

○黒岩保雄議員 差がある理由を大まかに私なりに解釈しますと、宮崎病院では、他の医療機関でも受入れできる患者はそちらに搬送している。延岡病院では、延岡病院での治療が本当に必要と判断された患者のみを搬送するよう、あらかじめ決めている。日南病院は、処置できる医師がいないため、受入れできないことがあるということがございます。

最も問題なのは、日南病院の受入れ体制が整っていない、さらに言えば、宮崎病院や延岡病院のように、ほかに紹介できる医療機関もあまりないということがございます。

そうした中、とりわけ深刻なのが、南那珂地区における消化管出血による救急患者の搬送先の確保です。

そこで、昨年11月議会で私が行った一般質問の答弁にあった、広域での救急搬送における消防機関と医療機関の連携強化に向けたメディカ

ルコントロール協議会のその後の対応についてはどうであったか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 消防や医療機関及び県などで構成するメディカルコントロール協議会では、救急患者の迅速かつ適切な搬送及び受入れ体制の構築のため、あらかじめ二次医療圏内を中心とした搬送先医療機関を消防本部ごとに定めた上で、受入先が速やかに決まらない場合に備え、広域的な搬送先医療機関を整理しているところです。

昨年11月以降の取組としては、南那珂地区をはじめとする各地区メディカルコントロール協議会で、搬送困難事案の情報共有と事後検証が行われたほか、令和7年4月開催の県メディカルコントロール協議会では、高齢者等の救急患者の搬送困難事案の増加に伴う二次医療圏を超えた救急患者搬送の連携の在り方などについて協議を行ったところです。

今後、南那珂地区における消化管出血の傷病者などの対応が困難な地域の搬送先医療機関の見直しや連携強化に向けて、関係機関と協議を進めてまいります。

○黒岩保雄議員 昨年11月の答弁では、「県のメディカルコントロール協議会において、適宜、搬送先医療機関の見直しを行うなど、救急関係機関の連携強化を図ってまいります」とされておりましたが、この1年間、その課題に対する取組が進んでいないということは非常に残念でございます。今後は搬送医療機関の見直しや連携強化の協議を進めるということでございますので、早急な取組をお願いいたします。

先日、日南市消防本部に、令和6年における消化管出血による傷病者の搬送実績をお伺いしました。

1月から12月までの間に42件の搬送を行っていましたが、医療機関に受入れの交渉を行った時間が平均17.7分、交渉を行った回数が平均3.9回となっていました。現場に救急に行っても、搬送先が決まらず、その場で18分近く滞在を延長せざるを得ない状況であります。そして、最も長かった交渉時間は100分、実に20回の交渉を行っていた例もございました。

また、42件の搬送のうち、日南市内の医療機関に搬送できたのは14件、全体の3分の1で、そのほかは、ほぼ宮崎市内でございまして。

救急搬送を要請された本人や御家族の心情、そして家族の視線を受けながら必死に搬送先を探す消防職員の心中は、察するに余りある状況でございます。

搬送先の医療機関の確保は、医療圏内のメディカルコントロール協議会などで行うことになってはいますが、圏域内での受入れ医療機関の確保が困難な場合は、県が事務局を務める県メディカルコントロール協議会がしっかりと機能し、役割を果たすべきだと考えています。

また、先ほどの県立日南病院のように、専門医がいいため救急患者の受入れができない状況にあることは、最終的には医師の確保の問題となってきます。

このように、救急搬送先が医療圏内に見つからず、他の医療圏を探すのに時間を要する事例もある中、県民が不安なく医療を受けられるよう、どのように取り組んでいくのか、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 二次医療圏内で対応困難な疾病等の救急患者の救命率の向上を図るためには、医療圏を超えた患者の迅速な搬送、医療機関の受入れ体制の構築が極めて重要であります。

搬送時に、受入れ医療機関において手術中であったり専門医が不在である場合など、やむを得ず受入れ調整に時間を要する事案もありますことから、県では、答弁申し上げましたように、メディカルコントロール協議会において搬送困難事案の検証を行った上で、傷病者の搬送に関する実施基準や、傷病者の状況に応じた受入れ医療機関を事前に定めるなど、受入れルールの策定に取り組んでおります。円滑な受入れのために、極めて重要なものと考えております。

また、県民が安心して医療を受けるためには医師の確保が重要でありますので、関係機関と連携し、地域枠の設置等を通じた若手医師の養成確保や、ドクターバンクなどによる県外からの医師招聘に取り組んでいるところであります。

今後とも、メディカルコントロール協議会において、圏域内で対応が困難な事例も含め、消防機関と医療機関の連携や救急搬送体制の強化に向け協議を行うとともに、医師確保の取組を着実に進めながら、救急医療をはじめ、県民の皆様が安心して過ごせるような医療提供体制の確保に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 今後、今回の消化管出血の傷病者の搬送のように、圏域内での対応が困難な事例も含め、連携や救急搬送体制の強化の協議を行うということでございますので、一日も早い体制の構築をお願いしたいと思います。

また、こうした問題は、本日、日南市議会の議員がお二人傍聴に見えておりますので、情報を共有させていただき、連携した取組を図っていきたいというふうに考えております。

救急搬送の時間短縮においては、高速道路の整備は欠かせないところであります。東九州自

動車道の清武南―日南東郷間の開通により、日南市から宮崎市への救急搬送の時間も短縮されたほか、急カーブなどもなく、患者の安全な搬送に大きな効果をもたらしています。

整備促進に御尽力いただいている知事をはじめ、関係各位、そして本日、傍聴席におられる宮崎日南生活（いきいき）ロード女性の会の皆さんに心からお礼申し上げます。今後もさらなる整備と開通を心待ちにしております。

一方で、特に日南東郷インターから日南北郷インターの区間の路面に数か所の段差が見られ、救急車に同乗した家族の方からも改善を求める声をいただいております。

私も県庁に行く際にはこの高速道路をよく利用しますが、確かに段差が見られ、車が小さくジャンプし着地した地点に黒いタイヤ痕が残っている箇所が散見されます。救急患者、障がい者、高齢者の方々には、特に衝撃の伝わりが大きく感じられるのではないかと思います。

そこで、県土整備部長に、東九州自動車道の未整備区間の早期整備や開通区間の機能維持に向けた取組についてお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 東九州自動車道の開通に伴い、日南市から宮崎市方面への緊急搬送では、約9割が高速道路を利用しており、県南地域の救急医療環境の改善に大きく寄与しております。

今後さらに緊急搬送などの医療環境を充実させるためには、未整備区間の早期整備や開通区間の良好な走行性を確保する維持管理が大変重要と考えております。

このため、鹿児島県など4県1市で構成する建設促進協議会等において、計画的かつ長期的な道路整備と維持管理を国土交通省等へ強く訴えたところであり、今後も関係機関と連携しな

がら、必要な予算の確保に向けて国へ要望してまいります。

○黒岩保雄議員 今回の段差の件も、国土交通省宮崎河川国道事務所によるしくお伝えいただきまして、関連する予算の確保につきましては、知事を先頭に引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、県内の厚生福祉関係団体から県に出されている要望などについて、幾つか県の見解を伺ってまいります。

保険指定を受けた薬局である保険薬局は、休日にも当番薬局として開局しています。宮崎県薬剤師連盟によりますと、当番日には、県内で30軒ほどの保険薬局が、休日当番医の発行した処方箋に応需し、調剤、服薬指導を行っているそうであります。

休日当番医は市町村から運営を委託されておりますが、休日当番薬局は委託されていません。こうした中、同連盟から県への要望として、休日の開局について、人件費などの経費負担が重くなっているとして、必要な予算措置のお願いがされています。

そこで、休日当番薬局に対する支援について、県の考えを福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 休日当番薬局は、休日受診による調剤や薬の相談などに対応されており、県民が安心して暮らす上で不可欠な存在であると認識しております。

国が策定した「患者のための薬局ビジョン」において、薬局は24時間対応機能を備えることとされており、休日当番を含む薬局の経費負担は、時間外等加算などの調剤報酬で措置されているものと認識しております。

一方で、休日出勤に伴う経費負担が重くなっ

ているという意見を伺っておりますので、県としましては、休日当番薬局が安定的に機能し、薬剤師の皆様が安心して働けますよう、薬剤師会等関係団体と意見交換を行ってまいります。

○黒岩保雄議員 休日当番を含む薬局には、時間外等加算などの調剤報酬が措置されているということでございますが、この措置がちょっと足りないんじゃないかということでございますので、薬剤師連盟としっかりと意見交換をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、宮崎国スポに向けたドーピング防止のために、スポーツファーマシストの養成についての支援要望が、同じく薬剤師連盟から出されています。

スポーツファーマシストとは、最新のアンチ・ドーピング規則やスポーツ薬理学などに関する知識を持つ薬剤師のことであるようです。

ここで、宮崎国スポに向けたドーピング防止の取組について、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺ひいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 県では、県競技力向上対策本部が設置するコンディショニングサポート専門委員会の取組として、九州ブロック予選を含め、当年の国スポに参加する全ての選手を対象に、服用している医薬品やサプリメント等に関する調査を実施し、薬剤師が禁止薬物のチェックを行っております。

また、本大会に向けては、選手、指導者を対象とした研修が義務づけられており、県スポーツ協会と連携し、医師、薬剤師等で構成されたスポーツ医・科学委員会において、日常における服薬等の留意点やドーピングについての基礎的な知識の講義を実施しております。

さらに、選手や指導者が年間を通じて薬剤師

に相談できる窓口を設置し、ドーピング防止に努めているところです。

○黒岩保雄議員 薬剤師連盟によりますと、この活動のためには、スポーツファーマシストの資格を持つことが望ましいというふうに言われておりました、その資格取得を支援してほしいということでございます。万全の体制を構築する上で、しっかりと薬剤師連盟の意見も伺っていただきたいと思っております。

次に、看護師等養成所の支援です。

県立看護学校については、この後、山内いっとく議員が取り上げるとして、先日、県医師会からの御意見で、医師会が運営する看護学校は、大多数の学生が県内医療機関に就職しており、地域貢献は高いにもかかわらず、行政からの支援が少ないと伺っています。看護師不足の中、こうした養成所には支援が必要ではないかと考えています。

そこで、福祉保健部長にお伺いいたしますが、県内の看護師等養成所に対する県からの運営費補助金の状況と補助対象養成所の県内就職率、並びに県としての支援の強化についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 運営費補助金は、養成所の運営の強化等を目的に補助するものであり、令和7年度の当初予算額は、対象の15校合わせて約2億6,000万円となっております。

また、対象となる県内の看護師等養成所の令和7年3月に卒業した学生の県内就職率は、医師会立の養成所全体で85.9%、学校法人などそれ以外の養成所の合計で58.1%となっております。

県内養成所は、少子化等に伴う学生数の減少、物価高騰や人件費の増により、経営が厳し

い状況にあります。本県の看護人材の確保に大きな役割を果たしており、安定的な運営を図ることは大変重要でありますので、県としましては、今後とも必要な支援に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 県看護連盟によりますと、看護師等養成所の定員充足率は年々減少しており、令和6年度は75.4%で、このままいきますと、県内の看護職員数の確保は危機的状況になるというふうに言われております。看護師等養成所の地域貢献、必要性は御認識いただいているようでございますので、必要な支援に努めていただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、県有施設の管理についてです。

先日、県議会厚生常任委員会で、延岡市にある県立むかばき青少年自然の家を調査させていただきました。豊かな自然、多機能な設備、教員等の資格を有した専門的なスタッフの配置など、すばらしい環境でございました。

ただ、ここで違和感を覚えたのが、青少年自然の家の県の所管が教育委員会ではなく、子供政策を担う福祉保健部であるということでございます。

県の条例を見ると、「教育関係の公の施設に関する条例」の中に、県立高校、特別支援学校とともに、3つの少年自然の家が明記してあります。この施設が青少年の健全育成などを目的としていることや、対象年齢が子供だけではないということ等を考慮しますと、教育委員会が所管することが適切だと思われま

す。そこで、知事部局と教育委員会で青少年自然の家をどのように管理しているのか、過去の経緯を含めて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、平成17年度まで、青島に設置した総合青少年センターを知事部局で、青島、むかばき、御池の3つの少年自然の家を教育委員会で所管しておりました。

18年度以降は、指定管理者制度の導入と併せ、3施設とも青年層まで利用対象とするとともに、名称も「青少年自然の家」に統一し、知事部局で管理することとなりました。

なお、指定管理者による児童生徒への指導状況を確認する際など、教育的観点が必要な場合には、教育委員会と連携して指定管理者への助言等を行っております。

○黒岩保雄議員 青年層まで利用対象を広げまして、青少年自然の家に名称を統一した、そのタイミングで知事部局が管理することになって、現在はこども家庭課が所管されているということでございます。

ところで、昨年9月の決算特別委員会の分科会におきまして、3つの青少年自然の家について、教育や施設の管理など、幅広い観点から施設の在り方を検討するよう意見が出されましたが、その検討状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 青少年自然の家の在り方の検討については、今年4月に教育委員会と福祉保健部でワーキングチームを立ち上げ、現在、施設活用の現状や全国の状況等について、情報収集や整理を行っているところで

す。今後、施設利用者の声の集約や維持コストなどについての検討を行いながら、学校教育活動や青少年健全育成の観点も踏まえた上で、中長期的な展望も含めた施設の在り方について取りまとめることとしております。

○黒岩保雄議員 担当課にお伺いしましたところ、全国においては、青少年自然の家は設置主体が都道府県ではない場合もありますが、全ての都道府県に設置してあるということでございます。

この3つの自然の家に係る公共施設等総合管理計画の行政系施設個別施設計画の改訂に向けた検討を令和5年度に行い、今後10年間は適切な修繕を行いつつ施設を継続していくとされています。

存続か廃止かという視点ではなく、いかに施設の効果を高めていくかという視点での検討が必要ではないかと考えております。

このように、現在、在り方を検討中であるということでございますが、青少年自然の家が今後どのようにあるべきと考えるか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 青少年自然の家は、恵まれた自然環境の中で仲間たちと宿泊生活を送りながら、自然体験や集団体験などを通じて、健康で心豊かな人間形成を図ることを目的として設置しておきまして、このような体験活動の機会を持つことは、青少年の成長過程において大変重要であると考えております。

健全な心と体を育てていく上で、青少年自然の家は、周囲の豊かな自然環境を最大限に生かしながら、年齢に合った様々な体験活動を教育的観点を踏まえて実施できる唯一の施設でありまして、年間約10万人の青少年が利用されるなど、多くの県民に親しまれております。

今後の在り方としましては、老朽化や少子化の影響などにより、様々な課題はありますが、教育委員会ともしっかり連携しながら、引き続き、適切な管理・運営を図るとともに、時代のニーズに合った学びの場を提供し、青少年の健

やかな成長を支えてまいります。

○黒岩保雄議員 しっかりと管理していただけるということでございます。今後は、施設の目的、機能、管理団体との連携などを踏まえた上で、施設の管理はどの部署が適切かといったところについても検討いただきたいと思えます。

次に、地方自治法に基づく指定管理者制度の目的については、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、施設管理における費用対効果の向上、管理主体の選定手続の透明化であることは御案内のとおりです。

今年2月の外山衛議員——現在の議長でございますが——の代表質問でも応募状況について取り上げられましたが、今回、少し掘り下げて質問いたします。

指定管理者制度を導入している施設のうち、募集に対して応募が1者のみとなっているものは何件あるのかお伺いします。また、そのうち前回募集も1者のみ応募となっているものは何件あるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 本県において、指定管理者制度を導入している施設は145施設ありますが、指定管理者の選定に当たり、複数施設をまとめて募集するものなどもありますことから、件数としては27件の募集を行っております。

それぞれの直近の応募状況につきましては、1者のみとなったものが20件であり、そのうち前回も1者であったものは18件となっております。

○黒岩保雄議員 総務省は、「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させる

ことが望ましい」と通知しています。

現在、管理を受託している団体等に何か問題があるということは全く考えておりませんが、1者のみ応募では競争性が働かず、指定管理者制度の目的が十分に果たせていないのではないかと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 指定管理者制度は、民間事業者等の有するノウハウの活用により、多様化する県民ニーズに効果的、効率的に対応していくことを目的としておりまして、導入施設については、県民サービスの向上や施設管理における費用対効果などの観点から、一定の効果が見られているものと認識しております。

議員御指摘のとおり、県民サービスのさらなる向上のためには、募集に当たって複数の応募者を確保し、競争性を持たせることが重要と考えております。

そのため、他の自治体で実績がある団体等への個別の呼びかけのほか、参入しやすい環境を整えるため、関心を寄せる団体等のニーズ把握に努めているところであります。

引き続き、施設の特性に合った募集要件の検討、見直しなどを適宜行いながら、効果的な制度運用に努め、さらなる県民サービスの向上につなげてまいります。

○黒岩保雄議員 働く人の確保の問題、人件費をはじめとするコスト上昇などを考慮しますと、1者だけでも応募していただけることはありがたいという見方もございますが、知事の言われるように、県民サービスの向上、さらには選定や委託料算定の透明性を高めるためにも、複数の申請者となるよう、募集要件の検討、見直しを各部でしっかり考えていただきたいと思えます。

次に、国スポ・障スポに関連した質問です。

宮崎県庁の職員の中には、職員の顔のほかに、各種スポーツ競技における県内トップレベルの選手や、競技役員などの顔を持つ方が結構おられるというふうに聞きます。仕事の傍ら選手として、また競技役員として活動されていることに敬意を表したいと思います。

そこで気になるのが、こうした方々が大会などに胸を張って行ってきますと言える職場環境にあるかということでございます。言い換えれば、私的な用務として、年次休暇で出場することになっていないかという点でございます。

私は若い頃、日南市役所野球部で全国大会に出場する機会があり、職場からせんべつや激励の言葉をいただき、気持ちよく送り出させていただきました。また、その際の休暇等のサービスについては、年次休暇ではなく職務専念義務の免除、分かりやすく言いますと、「職務のほうはいいから頑張ってください」という取扱いをしていただきました。こうした激励を受け、1回戦で負けたものの、思い切りプレーすることができたのを覚えています。

宮崎国スポ・障スポに向けて、プレ大会の出場など、県職員である選手や競技役員の出場機会の増加が見込まれる中、各部課長がせんべつを出されるかどうかは別として、本県開催の国スポ・障スポにおいて、職員が意欲を持って役員や選手として参加できるように、休暇等のサービスの取扱いを検討すべきではないかと考えておりますが、総務部長の見解をお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 本県開催となる国スポ・障スポを円滑に運営し、成功させるためには、全庁を挙げた協力体制が不可欠でありまして、県職員が、選手や監督、審判員をはじめ

とする競技役員、さらには大会運営スタッフなどとして、積極的に参加する必要があると考えております。

現状、国スポ・障スポに参加する際の職員のサービスについては、それぞれの参加する形態によって、公務としての出張や職務専念義務の免除、年次休暇の取得といった整理をしておるところでございますが、今後の本県開催に向けて、職員が意欲的に参加できるよう、現在、先催県の事例等も参考にしながら検討を進めております。

○黒岩保雄議員 総務部長も職員が意欲的に参加してほしいという気持ちがあり、現在、検討を進めておられるということでございます。

検討に際しましては、職専免のサービスの簡素化を図るなど、取得しやすい環境づくりにも配慮いただきたいと思います。

そして、県内の市町村や企業等にも、こうした選手や競技役員がおられますので、整理された際には、同様のサービスの取扱いの要請もお願いしておきたいと思っております。

次に、外国人労働者の住居確保についてであります。

本県においても、外国人労働者の雇用が進む一方で、その住居の確保に多くの事業者が苦慮されています。

これまでに私も、公営住宅の目的外使用による外国人労働者の入居などについて、一般質問で取り上げてまいりました。昨日も今村議員が取り上げたところでございます。

県の建築住宅課をはじめ関係する部署の方々には、市町村への制度の周知や円滑な運用に尽力されていると伺っています。

一方で、公営住宅の目的外使用の一つの課題としてあるのが、外国人の入居に際しての住宅

の修繕であります。目的外使用であるため、その修繕には市町村も予算を組みづらいところであるのでしょうか。

こうした中、農政水産部では、農業外国人の入居に関して、その修繕に係る補助金を市町村に交付していると伺いました。

そこで、令和6年5月に施行された農業外国人材住居確保対策加速化事業の目的と創設経緯並びに周知状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 外国人材の受入れに当たって、住居の確保は大きな課題ですが、民間の賃貸住宅が少ない地域では、住居の確保が困難な場合があります。

このため、令和5年度から、都城市の県営住宅において、国の承認を得た上で、農業分野で働く外国人材の受入れを開始したところ、これまで6人の入居に至っております。

議員御指摘の事業は、この取組を市町村営住宅に拡大するため、昨年度から、公営住宅活用マニュアルを作成し、市町村へ配布するとともに、公営住宅の修繕費の一部を補助しているものです。

この事業を農業や公営住宅の市町村担当者会議で周知したところ、これまでに、宮崎市や日南市など6つの市で、公営住宅での受入れが始まったところであります。

○黒岩保雄議員 この補助事業の周知によりまして、6つの市で受入れが始まったということでございます。さらなる活用を期待しております。

また、この補助金の交付要綱では、1室に複数人の外国の方が入居するケースが多い中で、部屋の間仕切りをする工事は対象になっていないということがございますので、そういったプ

ライバシー保護の観点からも、制度の内容についても見直しをよろしくお願いしたいと思いません。

ただいまの農政水産部長の説明では、民間の賃貸住宅が少ない地域では、住居の確保が困難な場合があるために、市町村営住宅の入居を促進するものであるということではありますが、住居の確保が難しいのは農業外国人だけでしょうか。建設や水産、林業など、他産業も同様に苦慮されております。これこそ県庁の縦割り行政の弊害で、制度の公平性に欠けていると言わざるを得ません。

今年度から、県の産業政策課が外国人材の受入れ・定着の推進に関する総合調整や窓口となることになりましたので、こうした課題を解決していただけるものと期待しております。

そこで、先ほど説明のありました農業外国人材住居確保対策加速化事業を他の分野に拡充するなど、公営住宅を活用した外国人材の住居確保の支援について、総合政策部長の見解をお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 外国人材の受入れ・定着を促進するためには、住居の確保など、受入れ環境の整備は大変重要であります。

昨年度、県が実施した調査においても、多くの事業者が、住居の確保に関することを、外国人材を受け入れるに当たっての課題として挙げておりました。

県ではこれまで、農業や介護の分野において住居確保に係る支援を行ってきたほか、庁内の外国人材関係部署を集めた会議を開催し、公営住宅の利活用をはじめとした住居確保の取組について、全庁的な情報共有を図ってきたところです。

また、外国人材の受入れに関する市町村との

意見交換の場も設けており、今後、各地域や産業におけるニーズを丁寧に聞き取りながら、公営住宅の利活用を含め、必要な取組を進めてまいります。

○黒岩保雄議員 ただいまの答弁では、各地域や産業のニーズを伺い、公営住宅の利活用を含め、必要な取組を進めるということをごさいましたので、どうぞ早急な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、私の選出区である日南市に関する懸案事項について質問します。

まず、サーフィンの関係でございます。

本県の県北から県南までの海岸は、その地形などにより、それぞれ個性のあるサーフスポットがございます。

各スポットでは、駐車場、トイレやシャワー施設の整備に差があるため、開催できるサーフィン大会の規模にも違いが出ているのではないと思う一方で、大きな大会は開催できないものの、プライベートでも訪れたいくなるような人気のスポットもあるようでございます。

このように、本県には多くのサーフスポットが存在しておりますが、今後どのように活用し、誘客を図ろうとしているのか、知事にお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県内には、初心者から上級者まで楽しめる多種多様なサーフスポットがありまして、この恵まれた地域資源を最大限に生かし、サーフィンによる誘客を図ることは、本県のスポーツツーリズムを推進する上で大変重要であると考えております。

先日、東京から朝一便の飛行機で帰ってまいりましたときに、あのターンテーブルのところに、次から次へサーフボード、そしてゴルフバッグが運ばれてくる。このスポーツが大きく

誘客に結びついていることを改めて実感いたしました。

そのため県では、ワールドサーフィンゲームス等の大規模大会が開催される国内屈指のサーフスポットであります宮崎市木崎浜の環境整備のほか、県内各地で開催されます国内外のサーフィン大会への支援などを行っております。

また、インフルエンサーやSNS等を活用した県内サーフスポットの情報発信により、本県の魅力をPRするとともに、民間が行うサーフィンスクールなどへの支援に取り組むことで、訪れる人々が本県の魅力を深く体験できるスポーツアクティビティを生かした誘客を図っております。

サーフィンの大会などでは、ネットでライブ配信されることも多いわけですが、そうすると国内外に魅力を発信することができる。この大会誘致も極めて重要な課題であろうかと考えております。

今後とも、こうした取組により、本県のサーフィン環境を国内外にPRすることで、「サーフィンの聖地みやざき」としてのブランド力の向上を図るとともに、県内各地における新たな大会誘致や誘客促進につなげてまいります。

○黒岩保雄議員 宮崎市の木崎浜は、世界大会が開催される国内屈指のスポットであります。県内の各地で開催されるサーフィン大会にも支援を行っており、今後も県内各地への大会誘致や誘客を促進するということをごさいますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

こうしたサーフスポットの環境整備として、日南市から、風田浜のスポットに駐車場や常設のトイレ整備などの要望が出されています。

この環境が十分でない風田浜について、県は

今後どのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 風田浜は、地元サーフィン連盟主催のサーフィン大会や、過去には全日本クラスの大会が開催されるなど、県内有数のサーフスポットであります。一方で、常設のトイレ等がなく、今後、大会等の誘致を優位に進めるためには、環境整備は課題であると認識しております。

このため県では、サーフィン大会誘致やスポーツキャンプ受入れのため、施設等の改修を行う市町村への支援や、多くのサーファーが安全・安心にサーフィンを楽しめるよう、ルールやマナーを示した看板設置等の環境整備に取り組んでおります。

引き続き、市町村や関係団体等と連携しながら、スポーツ環境づくりにしっかりと取り組み、「スポーツランドみやぎ」のより一層の推進に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 木崎浜の大会に出場した国内外の選手は、その合間などに日南のスポットにもよく来ているようでございます。木崎浜だけ環境が整っても、知事の言われる「サーフィンの聖地みやぎ」にはなりません。

今紹介のあった施設等の改修支援については、その期間が本年度までとなっているようでございますので、令和8年度以降においても支援できる予算をしっかりと組んでいただくようお願い申し上げます。

次に、日南市油津港は現在、東京航路のROR船、神戸航路のフィーダー船、クルーズ船のほか、大型チップ船などが就航しています。

特に近年は、モーダルシフトの受皿として、船舶需要の高まりのほか、高速道路開通による港湾機能の充実の期待を受け、県はその機能向

上として、油津港第10岸壁の延伸工事に着手しておられますが、その進捗状況と今後の整備について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 油津港では、県南地域の産業や経済を支える重要な拠点として、物流機能や災害対応力の強化に取り組んでいるところです。

第10岸壁の整備については、大型化する貨物船への対応や、地震時の耐震性を確保するため、令和5年度に75メートルの延伸事業に着手したところです。

工事に際して、耐震設計を行った結果、岸壁基礎部の液状化対策が必要と判明したため、令和6年度から施工の範囲を広げて地盤改良工事を行っており、今後の本体工事の早期着手に向けて、鋭意、進捗を図っているところです。

今後とも、国土強靱化対策などを活用し、必要な予算の確保に努め、早期の整備に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 答弁では、本体工事はこれからだということがございますので、遅れているんだなということが分かりました。必要な予算獲得を、知事を先頭に国にしっかりと働きかけをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、最後の質問です。

県は、県内3つの県立高校において、令和8年度から高等特別支援学校を開設いたします。

先日の松本哲也議員の質問にもありましたが、県では、高等特別支援学校の卒業生について、一般就労100%を目指すとしており、生徒をはじめ、保護者の方々の期待も大きいのではないかと思います。

また、就労に向けては、地域企業と連携し、より就労に近い実践的な学習を行うデュアルシステムの実施が重要となりますが、その体制の

構築が求められるところであります。

そこで、日南くろしお支援学校日南校説明会における参加者の反応や、デュアル教育システムを行うための準備の状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 来年4月に日南高校内に高等特別支援学校として開校する日南くろしお支援学校日南校の学校説明会を今年8月に開催し、入学希望者、保護者、学校職員など、合わせて45名が参加しております。

参加した生徒や保護者からは、実際の教室等を見学したことで、日南高校の生徒の雰囲気を感じることができ安心した、入学への期待が高まったなどの声が寄せられております。

また、現在、日南市企業連携協議会と連携した企業向け学校説明会等を行い、生徒の実習への理解と協力を呼びかけるなど、デュアル教育システムの構築に取り組んでおります。

なお、県立日南病院においても、清掃や資材の補充等の実習を行うことも検討しているところ です。

○黒岩保雄議員 質問は以上でございますけれども、先日、神楽のユネスコ無形文化遺産への提案決定のニュースを見ました。ライバルと目されていきました温泉文化よりも先に神楽が申請候補になったということは、大きな喜びでございます。

このニュースのインタビューの中で、河野知事が涙している姿が映し出されるのを見て、私も目頭が熱くなりました。日頃あまり喜怒哀楽を表情に出さない知事の人間味のある一面を見て、これまでの苦労や傾けられた情熱の大きさが伝わってきたからでございます。

今回の質問では、救急搬送で行き先の見つかからない傷病者のことを取り上げました。南那珂

地区の住民や消防隊員は、そうした不安を抱えながら今日を過ごしています。どうか知事におかれましては、県民の立場に寄り添った人間味のある県政を進めてほしいと願っております。

以上で質問を終わります。（拍手）

○外山 衛議長 次は、山内いっとく議員。

○山内いっとく議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。自由民主党、都城選出の山内いっとくです。傍聴に来てくださり、ありがとうございます。楽しく、真面目に、信念を持って、一生懸命、「たましい」の力で活動しております。先輩議員のように短歌を歌ったりお笑いを取ったりすることはできませんが、今回も宮崎の未来をつくるため質問させていただきたいと思っております。

まず、子供・若者の自殺対策について伺います。

去年1年間に県内で自殺した人は188人で、30年ほど前に統計を取り始めて以降、最も少なくなりました。一方、自殺する人の割合に着目すると、宮崎県の人口10万人当たりの自殺者数は去年18.4人で、宮崎県は全国と比べ厳しい状況が続いております。

また、若年層の自殺は全国的に深刻な社会問題であり、国も自殺総合対策大綱を改訂し、特に子供・若者への支援強化を求めています。

宮崎県においても例外ではなく、令和5年の統計では、若年層の自殺率が高い水準で推移していると報告されております。

そこで質問します。宮崎県における子供・若者の自殺の現状について、知事の認識を伺います。

以降の質問は質問者席にて行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えしま

す。

本県の10代の自殺者数は、令和元年の4人から毎年増加し、令和5年には10人となりましたが、令和6年は3人に減少したところであります。しかしながら、毎年自殺者が生じていることに変わりはなく、私も大変心を痛めているところであります。

子供・若者の自殺は、家庭や学校、地域社会に深刻な影響を与えるものであります。継続的で多岐にわたる対策が極めて重要と考えております。

国におきましては、全国的に小中高生の自殺が増加し続けておりますことから、今年6月に自殺対策基本法を改正し、子供に係る自殺対策を社会全体で取り組むことを基本理念として明記したところであります。

自殺は、学校問題や健康問題、家庭問題など多様な問題が複合的に絡み合い、追い込まれた末に引き起こされるとされておりますことから、県では、学校におけるSOSの出し方に関する教育や、関係団体による幅広い相談窓口の設置など、様々な施策を実施しております。

子供・若者の命はかけがえのないものであります。自殺を防ぐことは大変重要な課題でありますので、誰一人自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、今後も関係機関と一体となって対策に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○山内いっとく議員 国においては増加しているが、宮崎では減少しているようです。

現在の自殺対策は、学校、福祉、医療が連携して対応しております。しかし、支援の手が届きにくい子供や、家庭、学校以外に相談できる場を持たない若者が多数存在いたします。子供・若者の自殺を防ぐためには、学校内の対策

だけではなく、日常の中で悩みを打ち明けられる第三の相談窓口が必要です。

千葉県では、24時間LINE相談を導入し、若者の声に寄り添う取組が進められております。また、都城市では、子供の命を守るために、市内の公立小中学校で貸与されている約1万4,000人の全てのタブレット端末に「かくれてしまえばいいのです」というアプリを導入しました。これは、生きるのがしんどいと感じている子供・若者向けのウェブ空間です。

そこで質問します。本県でも、子供・若者の自殺対策として、ICT等を活用した支援強化の必要性や今後の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 議員御指摘のありましたとおり、家族や教師等の身近な大人に相談しづらい状況にある子供・若者が多くいると考えられますことから、ICTを活用した支援強化は重要であると認識しております。

県では、子供・若者専用のSNS相談窓口の設置や、全国規模のSNS相談事業者と連携協定を締結し、当該事業者で受けました県内在住者からの相談を県内の支援機関に適切に紹介するなど、幅広い支援を行っているところです。

県としましては、今後とも、子供・若者の行動様式やニーズを的確に捉えながら、ICTを適切に活用した子供・若者の自殺対策に取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 ぜひ、教育委員会とも連携し、ICTを適切に活用し、子供・若者が誰一人、自ら命を落とすことがないように進めていただくよう要望したいと思います。

続きまして、子供の居場所に関してですが、近年、共働き世帯の増加を背景に、子供の居場所が注目され、放課後児童クラブや放課後子供

教室、公園、児童館、子ども食堂など、様々な場所が見直されております。

特に、放課後児童クラブの重要性とニーズが高まっております。しかしながら、定数に枠がなかったり費用負担のため、諦める家庭もあります。

一方、放課後児童クラブの職員に対する手当が、他県と比較して不十分との声もあります。補助が少なく、職員確保も難しく、児童クラブの存続が厳しい。そのため、待機児童も多いと伺いました。また、3年生になったら出ていかなければならないという話もあります。

そこで質問します。放課後児童クラブの待機児童の状況とその解消に向けた取組を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内の放課後児童クラブにおいては、利用を希望される方が年々増加する中、必要な人材や場所の確保等が課題となっており、また、定員超過のほか、低学年や特別な事情を有する子供が優先されることなどから、本年5月1日現在の待機児童数は、6市で356人となっております。

このため県では、市町村に対して、放課後児童クラブの運営や施設整備のほか、今年度から新たに、本県独自の取組として、職員の配置基準や開所日数など、国が定める要件に満たない居場所の確保についても支援を行っているところです。

これらの取組により、年度当初と比べて、待機児童が104人減少する見込みであります。

○山内いっとく議員 そもそも学年で区切らなければならないような現状も課題だと考えます。

子供の居場所の一つとして、文部科学省が全国で推進している放課後子供教室があります。

地域と学校が連携して、放課後に子供の安全な居場所と多様な体験活動を提供する取組です。

宮崎県としては、地域コミュニティーが強く、地域のおじちゃん、おばちゃんが子供を見守る体制が作りやすく、学校内の空き教室を活用すれば、安心・安全、移動負担なしの運営が可能と期待していたところですが、なかなか進んでいないように感じます。

また、放課後児童クラブとの連携型の子供教室が11、交流型の教室が10と、なかなか少ないように感じますが、教職員や保護者に過度な負担をかけず、地域全体で放課後の遊びと学びを保障する仕組みを広げることが必要だと考えます。

そこで質問します。放課後子供教室と放課後児童クラブの連携した取組の状況について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 放課後の子供の安全・安心な居場所として、全ての小学生等を対象とした放課後子供教室、共働き世帯などを対象とした放課後児童クラブがあります。

この2つが連携することで、子供たちが多様な活動を体験したり、双方の関係者が子供の居場所確保に関する問題意識を共有することができます。

このため県では、連携・啓発のパフレット作成や研修会開催、連携した際の施設整備のための補助制度を設け、取組の推進を図っております。

放課後児童クラブの待機児童が発生していることもあり、引き続き、市町村や福祉保健部と連携を図り、安全・安心で魅力的な居場所づくりを進めてまいります。

○山内いっとく議員 放課後子供教室の魅力づくりに今後期待していきたいと思っております。

しかし、多くの小学生は、児童クラブや子供教室以外で過ごすことが多いです。公園ではボール遊びや鬼ごっこをして注意された、体育館で窓を閉めて声を出すなどと言われ、警察を呼ばれたような事例も聞いております。

また、児童館が18時まで開館していても、学校として17時までには帰らなさいとか、休日遊びに行くのは10時以降と決めている学校もあります。児童遊園は、1982年の4,456施設から、2024年には約2,000施設に減少しております。子供が自由に過ごせる環境はなくなりつつあります。

そこで質問します。子供が自由に過ごせる遊び場の現状と居場所確保の重要性について、どのような認識をお持ちか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 子供の遊び場につきましては、近年、共働き・共育で世帯の増加に伴いまして、放課後児童クラブや児童館等に対するニーズが年々高まっております。

一方で、議員御紹介もありましたボール遊びが禁止されている公園も存在する、また、騒音のために公園を廃止する、そのような事例も都市部ではあるというふうに伺っておりますが、自由に遊び、過ごせる場所が減少していることが国の調査結果で示されており、これは大変残念なことだと思っております。県内においても同様な状況と認識しております。

放課後児童クラブをはじめ、子供たちが安心して遊び、過ごせる場所の確保は、多種多様な体験を通じて創造力や社会性などが身につくほか、保護者にとっては、子育てに係る心身の負担が軽減されるものでありまして、少子化対策を進める上でも大変重要な取組であります。

今後、安全・安心な居場所を確保し、地域全体で子供や子育て家庭を支えることにより、

全ての子供が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 児童クラブや子供教室の課題を改善し、ぜひ「こどもまんなか社会」の実現に尽力していただきたいと思っております。また、Park-PFIの活用や屋内遊具など、様々な視点で遊び場の確保もお願いしたいと思っております。御当地ポケモンがいる自治体というのは12道県ありますが、このうちの半分はポケモン公園ができております。ぜひ宮崎でも設置し、子供の居場所確保を行っていただきたいなと思ったところです。

続きまして、高齢者の居場所に関して質問します。

高齢者が地域で役割を持ち、生きがいを感じることは、健康寿命延伸に直結します。健康寿命は、静岡県が男女ともに1位となっており、宮崎県は女性が3位から5位へ、男性は9位から26位へと大幅に下がっております。

そこで質問します。高齢者が生きがいを持って活躍できる社会をどのように構築していくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少、少子高齢化がますます進展する中で、長寿化や高齢者の体力的な若返りによりまして、65歳以上の就業者が増加するなど、元気に社会で活躍される高齢者も増えております。

私自身、お祭りやイベント、それから行きつけのジムなど、様々な場面で高齢者の方々にお会いしますが、そのパワーには目をみはるものがありまして、高齢者の活躍は、地域社会を支えるために欠かせないものであると強く感じております。

このような状況を踏まえ、高齢者それぞれの意欲や能力に応じて、一律に高齢者として捉えるのではなく、活躍できる多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる場をつくっていくことが重要であると考えております。

県としましては、高齢者の様々なニーズを捉えた生きがいづくりを推進し、高齢者が元気に活躍できる社会を築いてまいります。

○山内いっとく議員 高齢者が元気に活躍できる社会を築いていくということですので、高齢者が活躍する場所というのも必要かと思いません。

渋谷区では、健康マージャンの場所やeスポーツを行う場所など、高齢者が集まる場所があります。県内の中山間地域でも、地域の公民館や学校空き教室を活用したり、空き家をリノベーションしたりして、地域交流の場を高齢者の生活支援拠点とする取組があります。

しかしながら、まちなかでもそのような場が欲しいという声もあります。特に今後、65歳から75歳の方々が、趣味、学習、ボランティアを通じて交流できる場が必要だと考えます。

そこで質問します。高齢者の居場所づくりにつながる県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県ではこれまで、NPO法人等の活動を体験し、自分に合った活動を見つけていただくシニアインターシップや、老人クラブが行う社会奉仕や子供の見守りなど、幅広い活動を支援しております。

また、老人クラブでは、eスポーツ・ニュースポーツ体験会を実施するとともに、75歳未満の高齢者の参加促進にも取り組んでおります。

一方、地域における人と人とのつながりの希薄化、個人の生活様式や価値観の多様化など、

高齢者を取り巻く社会環境の変化に対応した居場所づくりが必要であると考えております。

このため、今後は、これまでの取組に加え、様々な関係団体との連携などにより、地域における高齢者の居場所づくりに努めてまいります。

○山内いっとく議員 eスポーツ・ニュースポーツ体験を実施しているということですので、今後、様々な関係団体との連携に期待していきたいと思えます。

続いて、女性の県外流出と看護師確保に関して質問を行います。

看護師の確保は、地域医療体制を維持する上で極めて重要です。宮崎県立看護大学は、その中核を担う人材育成機関です。

6月議会の答弁では、「大学では、学長による高校訪問や推薦入学生への入学前のスタートアップ講座をはじめ、県内就職への意識醸成を目的としたキャリア教育を低学年から必修化するとともに、県内医療機関へのバスツアーの開催や合同就職説明会など、県内就職率向上のため様々な取組を行っております」と、県内就職率が改善されているような感じでした。

しかし、その後の発表で、前年度より悪化している現状がありました。県が予算を投じて設置しているにもかかわらず、卒業生の県内就職率は必ずしも高くないのが現状です。

そこで質問します。宮崎県立看護大学の女性の割合、県内就職状況、大学の運営維持に係る県の年間支出及びこの看護大学における女性の県外流出の現状をどのように受け止めているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県立看護大学の女性の割合は、令和7年4月1日現在で90.7%であります。

次に県内就職率ですが、令和6年度末は学部で37.3%、別科助産専攻や大学院を合わせた全体では44.3%となっております。

また、大学運営に係る経費につきましては、運営費交付金約8億3,000万円のほか、大学施設の老朽化対策費用などに補助しており、令和7年度当初予算で、合わせて約12億6,000万円となっております。

県としましては、県内就職率が低下している現状について非常に重く受け止めており、県内就職率の向上に向け、大学と連携してしっかりと取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 県内就職率が学生で4割を切っていると。県立看護大学の多くの女性が県外へ流出している現状があります。また、県内の看護師育成として、1人当たり相当額をかけていることとなります。これは、同じ予算をかけるなら、専門学校生に奨学金を給付するから宮崎に就職してくれというほうが効果が高いのではないかとこの声もあります。

宮崎の医療現場を支える看護人材を地元で育て、地元で生かす体制が急務です。県内医療機関への就職を前提とした推薦枠の導入を拡充し、看護大学と医療機関の連携を強化すべきだと考えます。加えて、県内就職者へのインセンティブも有効です。6月議会で推薦枠をさらに増加するなどの検討を提言しましたが、その後どうなったのでしょうか。

そこで質問します。看護大学卒業生の県内就職率向上に向けた課題と今後の取組を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内就職率向上のためには、地元で働くことの魅力や意義を学生に十分伝えるなど、県内就職に向けたさらなる意識醸成が課題であります。

このため大学では、合同就職説明会やキャリア教育等、地元就職の魅力を学生たちに伝える取組を行っているほか、「県内看護職者の確保」という推薦入試の目的を明確化するため、今年度から「一般推薦」を「みやざきの医療枠」に名称変更した上で、推薦の意義や要件を本人だけでなく保護者にも確認する仕組みを構築するなど、学生の確実な県内就職に向けた新たな取組を行っております。

今後とも、県内で活躍する看護職者を一人でも多く輩出するため、関係機関と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 今回、県内の看護に携わっていく者という条件で「みやざき医療枠」に変更され、改善されたようです。今後の県内就職率向上に期待するとともに、インセンティブなど、次の取組を期待していきたいと思いません。

続きまして、宮崎の歴史文化の継承に関して質問してまいります。

宮崎の歴史、偉人の継承は、地域の誇りと教育力を高める基盤です。国でも郷土学習や文化継承教育の重要性が強調されており、本県でも次世代への伝承は欠かせません。また、「読書県みやざき」として、読書の推進を行ったり、絵本などの読み聞かせが行われております。

一方で、現場の教職員に過度な負担が生じれば、学習機会の拡充は難しくなります。実際、地域の歴史文化や偉人の功績を伝える活動は、地域のボランティアに依存しており、継続性に課題があります。

そこで質問します。小中学校等において、宮崎県の歴史や偉人の功績を伝えるための県が行っている取組を、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 小中学校等では、社

会科や総合的な学習の時間において、本県の歴史や偉人の功績について学ぶ学習を行っており、教育委員会では、その充実を図るための教材を作成しております。

具体的には、郷土の伝統文化や偉人の生き方について社会科の授業で幅広く学べる小学校社会科副読本をデジタル版で作成しており、今後、総合政策部が作成している偉人を紹介した漫画などのコンテンツとの連携も進める予定です。

また、子供や一般の方でも気軽に利用できる、本県とゆかりのある15名の偉人の功績や県内各地の歴史や文化について掲載した教材を、「ひむか学ネット」として作成・公表しております。

○山内いっとく議員 偉人を紹介した漫画などのコンテンツとの連携も進んでいくということで、分かりました。

地域文化を守り育てるには、子供たち自身が主体的に学び、発信する仕組みも重要です。

例えば、中高生が宮崎の神話や歴史、偉人を題材に紙芝居を作成する活動等は、創造力を育てながら地域理解を深めます。また、こども園や小学校では、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っているところが多数あります。幼少期から宮崎に触れ合わせる機会となります。そこで、読み聞かせで活用できる絵本や紙芝居があれば、宮崎県の偉人や歴史を多くの県民に広げる有効な手段であるのではないかと考えます。

そこで質問します。宮崎県の歴史や偉人に関する絵本の読み聞かせや紙芝居の活動を支援するための取組を、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 絵本の読み聞かせや紙芝居は、読み手が絵を見せながら直接語りかけることから、宮崎県の歴史や偉人について子

供たちにも分かりやすく伝えることができる有効な手段であります。

また、絵本の読み聞かせや紙芝居の活動は、本県における生涯学習や社会教育の推進に寄与するものだと考えております。

読み聞かせや紙芝居を実施する団体に、これまで以上に積極的な活動を展開していただくために、県教育委員会が広く県民を対象に開催している「読書県みやざきシンポジウム」への出演、県内の優れた生涯学習及び社会教育活動の普及や参加団体の活性化を目的に実施している「宮崎県生涯学習実践研究交流会」への参加を促してまいりたいと考えております。

○山内いっとく議員 いろいろ呼びかけを行っていくということで理解しました。紙芝居の団体に話を伺いますと、全国大会の誘致の話があるようです。もし神楽の絵本や紙芝居があれば、その際、いいPRの機会になるのではないかと考えております。ぜひ検討していただきたいなと思います。

続きまして、自然環境保全に関して質問します。

大淀川は、県民にとって重要な水辺空間であり、生態系保全や環境教育の場としても大きな役割を担っております。

しかし近年、特定外来生物に指定される方向であるコウライオヤニラミの生息が確認され、在来魚類の稚魚などを捕食することで、生態系への影響が懸念されております。

そこで質問します。大淀川流域を中心とした県内におけるコウライオヤニラミの生息状況に関する実態把握と認識を、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 強い肉食性であるコウライオヤニラミは、本来は国内に生息

しない朝鮮半島原産の外来魚ですが、平成29年に国内で初めて大淀川支流の萩原川で確認され、昨年7月には大淀川上流域で確認されたところでは、

なお、水産試験場では、周辺河川の調査も実施しておりますが、現在のところ、他の水域での生息は確認されておられません。

今後、生息数や生息域が拡大することがあれば、内水面の水産資源や生態系への影響が懸念されることから、駆除等による生息域の拡大防止の対策が重要であると考えております。

○山内いっとく議員 地域の自然と生物多様性を守るためには、県としての予算措置や支援体制が不可欠です。

宮崎大学では調査研究が行われていたり、南九州大学では、コウライオヤニラミのレシピ開発と試食会が実施されております。また、9月27日には市民団体や水産政策課による釣り大会が行われ、11月9日にも自然環境課が企画した釣り大会がありました。

茨城県の霞ヶ浦では、アメリカナマズの駆除として、毎月のように釣り大会が行われているようです。大淀川でも継続してコウライオヤニラミの駆除に向けた調査費や捕獲活動への支援を行うため、予算を確保し、関係機関や市民団体との連携体制を構築すべきだと考えます。

そこで質問します。大淀川の健全な生態系を守るため、コウライオヤニラミの生息拡大防止に対する取組について、環境森林部長と農政水産部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） コウライオヤニラミの生息域を拡大させないためには、生きたまま他の水域へ持ち出さないことや、飼育しているものを放流しないなど、正しい取扱いについて広く県民へ普及啓発することが重要で

あります。

このため県では、ホームページ等により周知するとともに、今年度新たに、漁協などとの共催による講習会を開催したところです。

また、昨年、国に要望した特定外来生物への指定が来年夏にも行われる見込みと伺っており、指定されると、飼育や運搬、野外への放出などが法的に禁止されることから、より一層の普及啓発が必要となります。

今後も引き続き、水産部局や関係機関等と連携して、生息域の拡大防止に向けた取組を進めてまいります。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では従来から、内水面環境を保全する事業の中で外来魚対策にも取り組んでおり、コウライオヤニラミにつきましては、その事業を活用して、漁協の協力を得ながら駆除活動を行っております。

また、効果的な駆除方法を検討するため、昨年から今年にかけて、産卵期等を把握するための生態調査を実施いたしました。

さらに、本年度新たに、地元の市民団体や都城市、大学及び河川管理者である国土交通省と連携し、駆除を目的とした県民参加型の釣り大会を開催し、115名の参加をいただいたところです。

今後とも、関係団体と連携し、これまでの駆除活動を継続するとともに、さらに効果的な駆除の取組についても研究してまいります。

○山内いっとく議員 特定外来生物への指定が来年夏にも行われるということで、連携して生息域の拡大防止に向けた取組を行う、さらに効果的な駆除の取組についても研究されるということですので、年間を通じて定期的に駆除する仕組み等をつくっていただくよう提言したいと思っております。

続きまして、宮崎県公立高等学校連絡協議会に関して質問します。

本県では、公立高校と私立高校の定員割合をおおむね7対3とする調整が長年続いております。これは地域の教育バランスを保つための仕組みとして理解しておりますが、近年は、少子化や学校再編、広域通信制高校の増加などにより、制度の実態と時代の変化にずれが生じているとも言われております。

1年前の議会答弁で、「公立学校と私立学校が連携しながら課題解決を図り、子供や若者の夢や希望をかなえるための教育に取り組んでいくことは大変重要である。公私間でより積極的な議論が行われるよう取り組んでいく」とありました。

そこで質問します。宮崎県公立高等学校連絡協議会において、どのような議論が行われたのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 今年6月に開催した宮崎県公立高等学校連絡協議会においては、公立学校の関係者や学識経験者の出席の下、県立高校と私立高校の募集定員総枠の調整について議論が行われ、令和8年度の募集定員は、県立が中学校卒業予定者のおおむね7割、私立が令和7年度の募集定員の範囲内と、公私の意見に基づき、合意が得られたところであります。

また、今後の定員調整の見直しの必要性や高校無償化による影響、地域における公私連携など、今後の教育の在り方を考える上で重要な課題について、活発な意見が交わされたところであり、それらにつきましては、引き続き議論を重ねていくこととなったところです。

○山内いっとく議員 定員調整の見直しの必要性の意見が出て、引き続き議論を重ねるとのこ

とですが、積極的な議論も中身が見えておりません。結果的に、結論の先延ばしを行い、生徒が自由に学校を選べない現状を生んでおります。

他県では既に定員協定を見直している地域も多数あります。全国でも定員協定があるところは4割程度と聞いております。また、協定には広域通信制の高校が入っておりません。不登校の生徒も増加しており、県外の広域通信制に行く生徒も増加しております。

そこで質問します。公私の定員調整についてどのように協議を進めているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 公私の定員調整につきましては、毎年開催される公立高等学校連絡協議会において議論がなされているところです。

当協議会には、公立を所管する県の担当課及び私立学校設置者などで構成される幹事会が設けられており、この幹事会において、今後の中学校卒業予定者数の推移やこれまでの募集定員の状況などを基に、公私双方の意見を踏まえつつ、協議会に提出する議案等が議論されます。

その後、協議会において、公立学校の校長会や保護者会の代表者、学識経験者などの委員9名により、幹事会での協議内容も踏まえて、様々な視点から議論が行われ、最終的な合意がなされているところです。

○山内いっとく議員 この協議会に、部長や知事、副知事、そういったメンバーも入っていただきたいというような声も聞いているところです。

子供や若者の夢や希望をかなえるための教育に取り組んでいくことは大変重要です。おおむ

ね7対3の比率を見直し、公私の自由な競争と協働を促すことで、県全体の教育力向上につながると考えます。

教員時代から、子供たちが希望する学校に行けるよう定員調整をなくしてはと言ってきました。しかしながら、公立高校としては、過去に公立高校で担えない生徒たちの受皿として私立高校に頑張ってもらった経緯があり、公立の枠を増やすことはできないという話を聞いてきました。そこは公立の主張を尊重し、卒業予定者の7割でよいと、そこを減らせとか増やせと言っているわけではありません。今話をしているのは私立、今後、子供たちのニーズに応えるため、私学の定数を柔軟にすべきだと考えているところです。

教育の公共性と多様性の両立に向け、協定の撤廃、または段階的に見直しをする必要があると思います。

そこで質問します。見直しの意見が出されましたが、今後の定員調整についてどのように対応するのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 少子化の進行や高校無償化、教育ニーズの多様化など、本県教育を取り巻く状況がますます複雑化する中、各学校においては、生徒の確保や学科の編成などについて、変化に対応する柔軟性が求められており、その前提となる公私の定員調整についても、様々な視点からしっかりと議論を行っていく必要があります。

今年度の県公立高等学校連絡協議会においては、今後の定員調整に係る見直しの要望も出されたところでありますので、事務局を担う県としては、次回の幹事会に向けて公私双方の意見を伺い、整理を進めてまいります。

なお、幹事会や協議会における議論に当たっ

ては、生徒の多様な選択機会の確保、地域における学校の存在意義や役割などを十分考慮することが重要であると考えております。

○山内いっとく議員 議論という言葉が多く出てきましたが、議論ではなく、将来どのような宮崎の高校教育にしていくのか、決断していただきたいなと思っているところです。

いろいろ話を理解しますと、私学が幹事会の前までに定数に関する提案をすれば、議論されるのかなというふうに捉えました。今までも募集定員の範囲内というのは私学のほうから上がってきて、それに基づいて合意されているということです。私学が幹事会までに意見を出せば、そこで協議され、また連絡協議会の中で合意形成されていくという流れのようですので、まず私学のほうに動いてもらわなきゃいけないのかなと感じたところです。

公立は、公教育としての役割や、地域における学校の役割がありますが、私立は、それぞれの建学の精神があります。通学区が廃止されたのは、公立の役割よりも、生徒の進路選択の自由を拡大することや、特色ある学校づくり、学校改革の推進を重視したからではないでしょうか。

高校の授業料無償化により、生徒は公立も私立も同じ土俵で学校を選ぶことが可能になります。子供たちの進路選択の自由を図るため、私学の定員調整を見直し、公立と私立、広域通信制の高校も含めて、教育内容で勝負していく時代へと変化しております。それが子供や若者たちのためではないでしょうか。

文部科学省は先月11月28日、高校教育改革に関する基本方針の骨子を公表しました。人工知能に代替されない力の育成を目指し、改革を後押しするための高校向け交付金を2027年度に創

設することを盛り込みました。高校授業料の無償化が拡充されるのに合わせて、2025年度中に基本方針を策定し、各都道府県が具体的な計画を立てることになるようです。教育長にはスピード感を持って取り組んでいただきたいなと思います。

今こそ教育改革です。知事、子供・若者のことを本気で考えてほしいと、県民の皆さんが知事の取組を見ております。知事の子供・若者に対する本気度を期待しております。繰り返しになりますが、定員調整の見直しを提言して、次の質問に行きたいと思います。

学校支援に関してですが、近年、地域と学校の連携が重要視される中、全国では、クラウドファンディングを活用した取組で、学校施設の改修や教育活動を支援する動きが広がっております。宮崎県内でも、都城西高校や小林秀峰高校など、多数の学校で実施されているようです。小林秀峰高校では、課題学習で実現するため、地域企業や卒業生と協力し、独自の特色づくりに取り組んでいるようです。ウエディングでニュースにもなったところでした。

生徒たちの活発な探究活動を後押しするためにも、また、地域ぐるみで生徒を支える動きは、地域活性化の観点からも、大変意義があると考えます。

そこで質問します。クラウドファンディングを活用した探究的な学びの現状について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県立高校において、クラウドファンディングを活用し、地域課題の解決を目的とした探究的な学びの中で生まれた生徒のアイデアを具現化したケースがあります。

具体的には、門川高校では、防災学習に活用

するためのカードゲームの作成を、小林秀峰高校では、地元資源を活用した結婚式の企画を行っております。

クラウドファンディングの方法としては、同窓会やPTAによるインターネットを通じた資金募集や、自治体が発行するふるさと納税制度の活用などがあります。

○山内いっとく議員 学校現場からは、資金確保の難しさや継続的な支援体制が整っていないという声も上がっております。特に地方では、地域経済規模の差により、学校間で活動資金に格差が生じる懸念があります。

他県の事例では、北海道は道立学校を対象に、道立学校ふるさと応援事業として、クラウドファンディング型ふるさと納税プロジェクトを実施しています。また、福井県の若狭高校では、探究学習のテーマに「子ども食堂」を選び、地元である福井県小浜市の現状を調査し、様々な理由から、市内にも子ども食堂が必要だと、まだまだ足りていないという現状から、自分たちでできる取組をしたいという目的で、1日限定子ども食堂を企画したようです。

こうした他県の事例を踏まえ、学校と地域をつなぐ新しい仕組みとして、学校版ふるさと納税の創設や、クラウドファンディングを活用した財源確保の新しい仕組みを検討すべきだと考えます。

そこで質問します。学校支援の一つとして、クラウドファンディング等の活用があると考えますが、教育長の考えを伺います。

○教育長（吉村達也君） 学校に係る予算に限りがある中、クラウドファンディング等の活用により、生徒にとってよりよい学びや、施設・設備環境を提供できるものと考えております。

今後、生徒数のさらなる減少が見込まれる

中、クラウドファンディングの主体となる保護者や同窓会、地域住民や地域企業等との連携を深め、魅力ある学校づくりに参画していただくことで、地域の方々によって地域の魅力ある学びが生まれ、地域活性化にもつながるものと考えております。

○山内いっとく議員 クラウドファンディング等の活用については、教育委員会としても有効であると理解していることが分かりました。今後、全国でもより活用が増加していくことと思います。クラウドファンディングの主体となる関係者や学校運営協議会等への働きかけ、手段の周知を行っていただきたいと考えます。また、県として、クラウドファンディング型のふるさと納税の検討も行うよう提言したいと思っております。

続いての質問に移ります。

国では、観光を通じた関係人口の創出や地方移住の推進が重要政策として挙げられております。観光は、単なる交流ではなく、地域の人材や文化とつながる入り口にもなります。新型コロナウイルスの影響で大きく減少した宮崎県の観光客数は、全国的な回復傾向が見られる中でも、いまだコロナ前の水準には戻っていない状況にあります。

そこで質問します。本県におけるコロナ禍からの観光客の回復状況と課題認識について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県の令和6年の観光入り込み客数は約1,532万人回となっており、コロナ禍前の令和元年比で約96%まで回復しております。

一方で、本県の令和6年の延べ宿泊者数は約361万人泊となっており、コロナ禍前の令和元年比で約84%となっております。

なお、国の速報値によりますと、本県の令和7年1月から8月の延べ宿泊者数は、前年同期比で約107%と着実に回復しておりますが、令和元年同期比では約88%となっており、いまだ回復途上にあります。

このため、本県においては、特に宿泊を伴う滞在型観光の回復が課題であると認識しております。

○山内いっとく議員 滞在型観光が課題であると。他県では、テーマ型観光モデルを展開し、リピーターや移住希望者を増やしている事例も見られます。例えば熊本県では、熊本県スポーツツーリズム推進戦略を策定し、地域スポーツ、観光資源、アウトドアアクティビティを組み合わせたモデルコースを作成し、滞在型交流を進めております。

また、人口減少が加速する中で、観光を通じた関係人口づくりが地域維持の鍵となっております。本県では、スポーツ、自然、森林、食、神話といった独自の強みを生かした「S旅」が観光再生の鍵となる可能性があります。この5つのSを組み合わせたモデルコースの作成と魅力発信は、滞在型観光に効果的であり、有効な関係人口創出につながると考えます。

そこで質問します。本県におけるテーマ型観光の展開状況と、モデルコース化についての見解を、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） モデルコースの設定は、効率よく観光が楽しめ、旅行者の満足度向上につながる有効な取組であるため、県では、癒やしをテーマとした「デトックス・トリップ」や日向神話に触れる「キキタビ」などのテーマ旅を展開する中で、5つのSを組み合わせたコースを設定しています。

例えば、デトックス・トリップにおける青島

エリアのコースでは、サーフィンなどのマリンスポーツ体験や海を一望できるレストランでの食事をはじめ、南国特有の植物が観賞できる宮交ボタニックガーデン青島や神話に彩られた青島神社を巡るプランなど、県内で10のコースを設定し、周遊促進を図っております。

今後さらなるモデルコースの設定など、本県の強みである5つのSを生かしたテーマ型観光を推進してまいります。

○山内いっとく議員 せっかく宮崎に来たなら、この4つ、5つのSを体験できるようなモデルコースがあるといいなと思ったところです。

観光から関係、そして定住へとつなぐ戦略的展開が求められます。ふるさと住民登録制度や二地域居住といった関係人口の創出が重要となってきます。

ふるさと住民登録制度では、背景として、少子高齢化、人口減少に直面する地方自治体に対して、定住ではなく継続的な関与をする人を住民登録させ、地域の担い手を拡大したり、地方創生のため、都市部に住みながら地方と関わる関係人口を制度的に取り込む狙いがあり、国は制度発足から10年で1,000万人の登録を目指すようです。しかしながら、考えられる課題としては、登録者が増え、制度が広く使われるかどうかは、自治体の制度設計力や地域間格差、参加者へのメリット次第だと言えます。

そこで質問します。関係人口の創出・拡大に向けた知事の思いや取組を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 関係人口につきましては、人口が減少する中であっても、都市と地方の多様な人材が交流し、地域の課題解決や新しい価値の創造により、地域の活力を高めることができるものでありまして、共に未来をつくる

大切な存在であると認識しております。

私は、20数年前になります、総務省の地域づくりの窓口課に勤めておりましたときに、都市と農山漁村の共生・対流を進めようという国会議員の勉強会に出席していたことがあります。そのときに、長崎選出の虎島先生が座長を務め、今の有村総務会長もそこに出席しておられました。当時、関係人口という言葉はなかったにしろ、同じような問題意識の下で取組が長年にわたって取り組まれていると、改めてそのことを実感しておるところであります。

県では、関係人口の創出・拡大には、国内外の方との継続的な心の通った交流が基本になるという考え方の中で、暮らしや神楽などの伝統文化の体験、都市部に住む方々との交流会等の開催、県人会との関わりを深めるなどの直接的な取組のほか、観光や食、スポーツキャンプ、先ほど議論があったサーフィンとかゴルフ、さらにはふるさと納税など、様々な分野の魅力の磨き上げなど、幅広い取組を総合的に進めているところでもあります。

また、国において、関係人口を定義し可視化する、ふるさと住民登録制度が検討されておりますが、この制度が本県にとっても関係人口創出・拡大の後押しとなるよう、全国知事会を通して、実情を踏まえた要望を行っているところでもあります。

県としましては、引き続き、市町村や関係団体と一体となって、関係人口を創出・拡大するための取組をより一層推進してまいります。

○山内いっとく議員 より一層の関係人口創出に期待していきたいと思います。

最後の質問に入りたいと思います。

SNSによる情報発信が急速に拡大し、選挙の公平性を揺るがす事例が全国で増えておりま

す。直近では、宮城県知事選挙において、SNS上で誤情報が拡散され、選挙全体への信頼性が問われる状況が報じられました。国においても、総務省はSNS選挙対策の検討を進めており、ファクトチェックの重要性が高まっております。宮城県においても、来年は県知事選もあり、懸念されるとの声があります。

そこで質問します。選挙におけるSNSの影響について、どのような認識を持っているのか、選挙管理委員会委員長に伺います。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） インターネットを利用した選挙運動は平成25年に解禁され、スマートフォンやSNS等の普及と相まって、今や候補者や政党にとって重要なツールの一つとなっております。

昨年の衆議院議員総選挙に合わせて実施された全国意識調査では、有権者の約21%が「SNSや動画共有サイトに投稿された選挙に係る情報や動画を見た」と回答するなど、幅広い世代で選挙におけるSNSの活用が定着してきております。

このように、選挙におけるSNSの普及は、政治や社会への関心を高めていくことにつながる一方で、近年の選挙では、虚偽情報の拡散等により、選挙の公平性が脅かされる事態が生じておりますことに、強い危機感を抱いているところであります。

○山内いっとく議員 SNSの普及により、選挙に関する誤情報や扇動的な投稿が瞬時に広がる環境が生まれているのが分かります。公平で透明性が高い選挙を守るためには、誤情報への対応力を高めることが不可欠だと考えます。

特に、SNSでの誤解や誘導を防ぐため、選挙管理委員会自らがファクトチェックを行い、公式に正しい情報を迅速に発信する体制の構築

は大変重要かと考えますが、県民が安心して選挙に臨めるよう、専門員の配置や外部団体との連携、ガイドラインの整備など、段階的な取組も可能です。選挙管理委員会として、こうした新しい選挙支援体制を検討すべき時期に来ているのではと考えます。

そこで質問します。SNSでの誤情報の拡散に対して、選挙管理委員会としてはどのように対応していくのか、選挙管理委員会委員長に伺います。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 民主主義の根幹たる選挙が適正に執行されるためには、有権者が公正・公平な環境下で自由な意思により投票することが欠かせません。

そのためには、情報の真偽を検証するファクトチェックが社会全体として機能することが重要だと考えておりますが、同時に、表現の自由あるいは政治活動の自由への配慮やファクトチェック機関の独立性の確保など、様々な視点を踏まえ、慎重に検討を講じていくことが求められております。

選挙管理委員会といたしましては、現在取り組んでいる中高校生への出前授業等を通じて、特に若者の選挙における情報リテラシー向上に努めてまいります。また、ファクトチェックの在り方等についての国の議論を注視するとともに、機会を捉えて、マスコミ等の関係機関と課題を共有していきたいと考えております。

○山内いっとく議員 先日の宮城県知事選挙では、約4割の書き込みが県外からであったなどの情報もありました。県の代表を選ぶ県知事選、ぜひ県民の声をしっかり反映できるような選挙体制、そういった形になればなと思っております。県としても、ファクトチェックへの取組、検討をお願いしたいと思うところで

す。

これまで過去5回の一般質問では、自分の中で目指す宮崎像をつくり、ひなた創造ビジョンとしてテーマを掲げ、それに関する質問を行ってまいりました。今回は、これまで行った質問に関連したものなど大きく10項目について、現状と取組を伺ったところです。今後も宮崎の未来をつくるため、魂を込めて活動してまいりたいと思います。

以上で全ての質問を終わります。(拍手)

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 今議会、最後の一般質問者となりました。日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い質問を行ってまいります。それぞれ県民の立場に立った御答弁、御回答をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、知事の政治姿勢から伺います。

新田原基地でのF-35Bステルス戦闘機配備と垂直着陸訓練実施についてです。

この課題は6月議会でも伺いましたが、その後についてです。

現在、F-35Bステルス戦闘機は5機配備され、今月4日から垂直着陸訓練も始まりました。防衛省は、この訓練開始に先立って、検討課題であった爆音軽減策についての回答を地域の説明会で行いました。私も新富町役場で行わ

れた説明会に参加させていただきました。約2時間半に及ぶものでした。

防衛省による軽減策は、夜間訓練の回数を数回減らすものの、日中の訓練回数は減っていません。騒音調査をした後、防音工事を行うとしましたが、申請は令和12年以降になるなど、おおよそ爆音対策とは言えない内容でした。

特に、激甚地区と言われる地域での説明会では多くの意見が出され、少し紹介いたしますと、「対策の回答が住宅防音工事しかない。もっと多くの要望が出たではないか。全てに回答してほしい。防音工事はコンターで線引きせずに、町内全域でやってほしい。新築にも防音工事を、そうでないと町民は増えない。子供たちも新富には住めないと言う」「自分は新富に住んで50年、爆音を我慢してきたが、さらにF-35Bでこの先も爆音にさらされなければならないのか。我慢も限界」「基地内にシェルターを造っていると聞かすが、何かあったら住民が一番先にやられるのではないかという不安がある。住民にシェルターは必要ないのか」などなど、激しく怒りが飛び交ったと聞きます。

住民に寄り添った回答とはとても言えないのではないのでしょうか。被害を被っている住民は納得していないと思います。知事はどのように受け止めておられますか、お伺いいたします。

後の質問は質問者席から行います。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

F-35Bの配備に係る負担軽減策について、国は10月下旬に地域住民に対する説明会を11回実施しております。

説明会では、「厳しい安全保障環境下であり、F-35Bの必要性は理解できる」といった

意見や「防音対策を充実してほしい」との要望があったほか、住民の一部からは、訓練に反対する声や騒音に対する負担感など、厳しい意見もあったとの報告を受けております。

県としてはこれまで、国に対し、一貫して地元寄り添った適切な対応を求めてきたところであり、今回示された負担軽減策は、夜間における垂直着陸訓練回数の軽減や防音対策の充実など、地元が要望していた内容が一定程度考慮されたものと受け止めております。

一方で、依然として不安や厳しい声もありますことから、引き続き、地元の理解と納得を得られる方策を実施するよう、基地周辺自治体と連携しながら国に求めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 私は、数日前に夜間訓練の状況を見てまいりました。その日は、F-35Bの垂直着陸訓練はありませんでしたが、F-15戦闘機の通常訓練が行われておりました。上空を旋回しては轟音をとどろかせながら、タッチ・アンド・ゴーを繰り返していました。その音はすさまじく、この音を昼夜を問わず聞かされての生活がどれほど苛酷なものか。夜間訓練は日没後、夏は9時まで、冬は8時までです。長年住んでおられる方々にしかそのつらさは分からないとつくづく思います。

「受忍限度を超える違法な爆音」と断じた爆音訴訟の判決を知事はどのように受け止めておられるのか。また、「受忍限度を超える」とは、どのような状態と認識されるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） ここで言う受忍限度とは、一般的に、他者の権利を侵害する行為に対し、影響を受ける者が、社会生活を営む上で、どの程度まで我慢すべきかを示す概念であると

認識しております。

そして、「受忍限度を超える」とは、騒音や振動などの被害の程度が、社会通念上、我慢できる範囲を超えた状態であり、判決においては、司法が総合的に判断したものと認識しております。

○前屋敷恵美議員 生活できる状態でないというのが受忍限度を超える、そういうことではないかというふうに思います。

新田原基地は、これまで配備されている約40機のF-15戦闘機を半分に減らしてF-35Bを配備、最終的には戦闘機は約60機体制に強化されることとなります。既に受忍限度を超える爆音にさらされている方々を、これまでよりひどい轟音にさらすことなど、あってはならないことではないでしょうか。人道的にもやってはならない、生活そのものを壊してしまう、このように私は思います。

県民を守るという立場からも、F-35Bステルス戦闘機の配備、垂直着陸訓練の中止を求めるべきと思いますが、知事の見解を改めてお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） このF-35Bの配備につきましても、現在の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛力の強化が必要であるという判断の下、国の責任において進められております。配備そのものや必要最小限の訓練については、令和3年度に地元市町も受け入れているものと認識しております。

しかしながら、今年2月に国が垂直着陸訓練に係る方針転換を示したことから、県としては、県民の安心な暮らしを確保する立場から、国に対し、騒音への不安や負担感など、地元の皆様の切実な思いを伝えるとともに、地元が求めていた夜間の垂直着陸訓練の軽減や騒音対策

の充実等を繰り返し求め、先般、これらを含む負担軽減策が示されたところであります。

県としては、地元の皆様の不安や負担感が解消されるよう、引き続き、地元自治体とも連携しながら、地域住民に寄り添った対応を国に求めてまいります。

○前屋敷恵美議員 地元の皆さん方は、今、防衛省が示している内容では負担軽減にはならない、安心した暮らしはできない、このように言われているわけですから、そこはしっかり県としても受け止めていただき、今後の対策に生かしていただきたい、このように思います。

次に、えびの駐屯地への長射程ミサイル配備について伺います。

防衛省が、外国の領土を攻撃できる長射程ミサイルをえびの駐屯地に配備することを公表いたしました。県は防衛省から、配備の目的など、どのような説明を受けているのかお聞かせいただきたいと思っております。危機管理統括監、お願いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 国からは、離島等を含む我が国への侵攻に対して、相手方兵器の脅威が及ぶ範囲の外から対処ができる能力、いわゆるスタンドオフ防衛能力を抜本的に強化する必要があるとの考えに基づき、長距離ミサイルを運用する部隊を、令和8年度にえびの駐屯地に新設する予定であると聞いております。

○前屋敷恵美議員 防衛省は、長射程ミサイル配備計画の第一弾として、今年度中に熊本市の陸上自衛隊健軍駐屯地に12式地対艦誘導弾を配備するのを皮切りに、全国6道県に配備を開始するとしています。そのうちの一つが、えびの駐屯地への配備です。

えびの駐屯地には、来年度、26年度に、高速

で変動軌道を描いて飛び、射程が2,000キロから3,000キロに及ぶ高速滑空弾を運用する部隊を編成して配備する、弾薬庫も5棟建設するとしています。このミサイルを保管する弾薬庫は、最優先の攻撃目標になることは言うまでもありません。しかし、住民の方々への説明はいまだにありません。

この長射程ミサイル配備や弾薬庫建設などで、地元住民に及ぼす影響をどのように考えておられるのか、敵基地攻撃能力を持つ長射程ミサイル配備は、先制攻撃の危険性をもうかがわせるもので、そもそも憲法違反です。

こうした危険極まりない長射程ミサイル配備は撤回を、弾薬庫の建設は中止を国に求めるべきではありませんか。知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） えびの駐屯地における新たな部隊の設置や火薬庫の増設は、現在の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛力の強化が必要であるという判断の下、国の責任において進められているものと認識しております。

県としては、訓練の実施や新たな防衛装備品の配備等の方針が国から示された際には、これまでも、県民の安全を第一に、地元への配慮を国に求めてまいりました。

今回も、安全対策はもちろんのこと、運用に当たっては、安全・安心な暮らしへの配慮を求めるとともに、地元自治体等への丁寧な説明を改めて要請したところであります。

地元自治体は、国から説明を受けた上で、「国には、今後も情報公開しながら、安全な運用に努めてもらいたい。市民の安全な暮らしを守るため、自衛隊との協力を続けていきたい」との立場を示しているところであります。

県としては、引き続き、県民の安全を第一

に、地域と基地の共生が重要であるという思いの下で、適切に対応してまいります。

○前屋敷恵美議員 国の責任でなされること、このように言われますが、県民に危害が及ぶことが想定されれば、それを取り除くことが知事の責任ある仕事ではないかというふうに思います。私は、長射程ミサイル配備、そして弾薬庫の建設は国に中止するよう求めることを、重ねて強く求めたいと思います。

次は、細島港の特定利用港湾指定の受入れについてです。

せんだって、県は細島港の特定利用港湾指定を受け入れる方針を明らかにされました。宮崎空港に次いで2施設目です。

県は、「港は民生利用が基本であり、自衛隊などが施設を優先利用したりすることはない。港の整備が着実に進み、南海トラフ巨大地震などの災害時の迅速な支援につながり、有事の利用を対象とはしていない」などとしております。しかし、果たしてそうなのでしょうか。

細島港は商業港ですから、民生利用は当然です。しかし、指定された空港、港湾は、平時から自衛隊の航空機や船舶が訓練や運用で円滑に利用できるようにする仕組みとしています。そのために、港や空港を整備強化して、有事に利用できるように備えることなのではないでしょうか。ましてや、南海トラフ大地震対策を口実にするなどはとんでもありません。巨大津波で最初に被害を受けるのは、まさに細島港であり、海岸に隣接する宮崎空港ではないのでしょうか。

山口宇部空港が特定利用空港に指定されたのに伴い、我が党議員が情報開示請求で入手した資料で判明した重大な問題がありました。戦闘機の訓練や弾薬庫など、爆発物の運搬などが想

定されていたことです。

紛争において住民や民用物——民間が使用するものと理解いたしますが——保護を定めたジュネーブ条約追加第1議定書の52条は、民生物であっても、それが軍事活動に効果的に資するものとして利用されている場合には軍事目的になるとしていることです。港湾も空港も、自衛隊が使用すれば民用物ではなくなり、攻撃目標にされる危険性が出てくるということになるわけです。

10月に実施された大規模な自衛隊統合演習は、輸送の中継地点も含めて20道府県で実施され、40以上もの民間空港・港湾、漁港を使用しています。ますます攻撃目標にさらされることになりかねません。

細島港も宮崎空港も特定利用指定の受入れは撤回すべきと思いますが、知事の見解、御判断を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 特定利用港湾は、平素から必要に応じて、自衛隊や海上保安庁が港湾を円滑に利用できるよう、関係省庁と港湾管理者の間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けるものであります。

今年5月に、国から細島港を特定利用港湾の候補としている旨の説明があり、それ以降、質疑応答を重ね、あくまで平素の訓練等に関する取組であり、自衛隊等の優先利用や専用施設の整備を行うものではないこと、住民の安全・安心や港湾の民生利用に配慮されることなどを確認したところであります。

さらには、細島港の整備が着実に促進されることに加え、迅速な災害対応も期待できますことから、先月20日、「円滑な利用に関する枠組み」を確認した旨、国へ回答しました。

県としては、県民の安全・安心を確保する観

点から、引き続き、自衛隊等が訓練を実施する際は、関係自治体等への事前の丁寧な情報提供や安全対策の徹底、地域住民への配慮等を国に求めてまいります。

○前屋敷恵美議員 事前の丁寧な情報提供とか説明があったとしても、軍事訓練等が行われる。そのことがひいては戦争などにつながりかねない。そういう事態になれば、安心・安全どころではなくなるのではないのでしょうか。先を見越す、そういう立場が県には求められていると思います。

次に、高市首相の「台湾有事は存立危機事態」発言について伺います。

この発言が今大きく波紋を広げています。高市首相が「台湾有事は存立危機事態になり得る」と発言したことは、日中の戦争の可能性に言及する極めて危険なものだというふうに思います。

この高市首相発言により、中国の渡航自粛などで日本の観光業界に影響が出ている報道がありますが、宮崎県での影響はどうでしょうか、把握しておられればお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 国の宿泊旅行統計調査によりますと、本県の令和6年外国人延べ宿泊者数は約21万3,000人であり、そのうち中国からの延べ宿泊者数は約1万1,000人で、本県の外国人延べ宿泊者数の5%を占めております。

中国から本県への旅行者について、主なホテル等への聞き取りでは、宿泊のキャンセルが一部あったと伺っておりますが、現時点で大きな影響は確認できていないところであります。

引き続き、関係機関と連携しながら動向を注視してまいります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございました。

存立危機事態とは、日本が攻撃されていない状態でも、集団的自衛権を行使し、自衛隊が米軍のために武力行使できる事態をいいます。

高市首相は、台湾海峡で米中の武力攻撃が起こることを想定して、「どう考えても存立危機事態になり得る」と発言しました。日本への攻撃がなくても米軍を守るために参戦する、つまり日本が中国と戦争することがあり得ると宣言したことに等しいもので、そうなれば、日本にも中国にも甚大な被害をもたらし、憲法をもじゅうりんするものです。ここに一番の問題があるというふうに思います。

政府は、戦争に至らないための外交努力こそ必要であって、県民の安全を守る知事としては、首相発言は撤回を求めるべきと思いますが、知事の御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 外交や防衛など国家の安全保障に関することは、国会で十分に議論され、政府として責任を持って判断がなされるべき事項であると認識しております。

これらの動向は、国民の安全・安心や生命・財産に直接関わる重要な問題でありまして、また、国民生活に様々な面で大きな影響を生じさせる可能性もあると考えております。

私としては、我が国を含む国際社会の平和と安定を維持するため、国において国民生活への影響に十分配慮しつつ、粘り強く丁寧な対話と不断の外交努力に尽力されることを強く期待するものであります。

○前屋敷恵美議員 県民にどういう影響が及ぶことになるか、そこをしっかりと知事としても配慮して対応していただきたい、このように思います。

今回の高市首相の発言は、過去の歴史の中

で、2008年の日中共同声明の「双方は、互いに脅威とならない」との合意にも反する軍事的威嚇の発言です。今、対立と緊張が高まり、様々な影響が生じていますが、発端は高市首相の誤った発言です。解決のためには撤回するしかないのではないのでしょうか。その上で、日中双方がこれまでの合意に基づいた冷静な対話を行うことが必要であることを述べておきたい、このように思います。

では、次の質問に移ります。賃上げのための中小企業支援についてです。

長引く物価高騰が家計を大きく圧迫しています。しかし、賃金がこの物価高に追いつかないのが現状です。

宮崎県の最低賃金が昨年より71円高い1,023円に引き上げられましたが、全国最低ランクです。しかし、この最低賃金を実効あるものにする必要があります。それには、物価高騰の中で苦勞している中小企業を支援して賃上げを実現すること、そのための国や県の支援は不可欠と思います。

そこで伺います。これまで県としての中小企業への支援策はありますか。その取組と、どれほど活用されているのか、実績を伺います。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 最低賃金の大幅な引上げが続く中、県内企業においては、人材確保の必要性などを受け、賃上げが進められている一方で、その原資の確保が喫緊の課題であると認識しております。

このため県では、昨年度、小規模事業者パワーアップ支援事業を実施し、適切な価格転嫁に向けたセミナー等を開催したほか、294社に対して生産性向上のための設備投資等を支援しており、家族経営などを除いた支援先のうち、

その事業場内最低賃金を5%以上引き上げた事業者が53.9%あったところです。

今年度は、生産性向上への支援に加え、価格転嫁促進支援員による伴走支援を新たに実施しており、今後とも、これらの取組を通して、県内企業の持続的な賃上げにつながるよう支援に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 県の取組としても、一定の賃上げも行われている。それは今お答えいただいたとおりだと思います。しかし、生産性向上に向けた取組などと言われますけれども、賃上げにつなぐ即効性は極めて乏しいのではないかというふうに私は思います。今必要なのは、中小企業への直接支援を行うことです。既に、徳島県、岩手県、群馬県などが直接支援を実施して成果を上げておられます。

群馬県では、昨年度立ち上げた中小企業賃上げ促進支援金制度をさらに今年度改善して、申請要件の緩和と対象の拡大が図られています。

岩手県では、賃上げ支援金拡充の第3弾を発表し、時給を60円以上引き上げた中小企業に、従業員1人当たり6万円から8万円、最大50人分を補助するとして、この12月定例会の補正予算に27億円を計上します。これは、国の経済対策に先駆けての実施だというふうに思います。

こうした他県の実例も参考にして、まず県が直接支援に踏み出すことが必要、重要だと思います。

賃上げ支援に向けた今後の県の取組、お考えをお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県経済の好循環のために、持続的な賃上げの実現を図ることは重要であると認識しております。

今般、国は「強い経済」を実現する総合経

済対策」を決定し、中小企業等の賃上げ環境の整備として、価格転嫁対策の徹底や中小企業の稼ぐ力の強化に加え、重点支援地方交付金を拡充し、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業等に対する支援を後押しすることなどが示されました。

県におきましては、引き続き、国や関係機関等と連携して、各種制度の周知を含め、中小企業等の持続的な賃上げに向けた現在の取組を進めるとともに、国の交付金等の活用も念頭に、ほかの自治体の取組も参考にしながら、今後、必要に応じて対応を検討してまいります。

○前屋敷恵美議員 昨年度、徳島県が中小企業への賃上げ支援を実施して以降、徳島県の実質賃金がプラスに転じているということが示されています。効果が上がっているわけです。

これまで行ってきた本県の生産性向上を必要条件とするような支援策では、賃金引上げの即効性や効果は十分に期待できないのではないのでしょうか。今必要なのは、賃上げ促進の中小企業直接支援の実施です。ぜひ早急な検討を、そして実施を求めたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、教員不足の解消と教員の働き方改革についてです。

教員不足と教員の長時間労働の問題が大きな課題となっています。

教員の時間外業務時間の現状をお聞かせください。あわせて、教員給与特別措置法、いわゆる給特法が6月に改正されましたが、教員の長時間労働の問題解決になるのか、今後の働き方改革推進の取組について伺いたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君） 本県の公立学校教職員を対象とした、令和6年度教職員勤務状況調

査によると、10月一月当たりの時間外業務時間が上限45時間を超える職員の割合は、校長が25.5%、副校長・教頭が82.6%、教諭等が32.2%となっております。

全国的に教職員の時間外業務の多さが問題になっており、今般、教員給与特別措置法が改正され、教職調整額引上げ等の処遇改善や、県及び市町村教育委員会に対し、業務量管理及び健康確保に向けた計画策定が義務づけられています。

県では、第2期推進プランに基づき働き方改革を進めておりますが、今年度中に策定する業務量管理等計画に、新たに、部活動や課外の在り方の検討、校務DXのさらなる推進、学校、家庭、地域の役割の明確化等を盛り込むことで計画的に時間外業務の削減を図り、教員が本来担うべき業務に専念できるよう取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 では、学校現場の現状について、数点お伺いいたします。

小中学校における教員の未配置状況と、その対応についてお伺いします。教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君） 9月1日時点における小中学校等の未配置は44名であり、未配置の学校には、可能な限り会計年度任用講師を配置するよう努めております。

また、教員の成り手不足が続いていることもあり、未配置の学校においては、チーム担任制や教科担任制を行うなど、授業に支障がない体制を確保するとともに、あわせて、業務支援員を配置することにより、教員の負担軽減を図っております。

○前屋敷恵美議員 続けて、特別な支援が必要な児童生徒について、いわゆる通級による指導

を受けている、利用している小中学校の児童生徒の数、また、担当する教員の確保、配置についての考え方についてお伺いします。教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君） 通級による指導を利用している児童生徒数は、令和7年5月1日現在、小学校が2,168名、中学校が588名となっております。

また、当該年度に通級指導を担当する教員の数は、前年末に把握した次年度の対象児童生徒総数の見込みをベースに、国の規定に基づき、児童生徒13人に対し教員1人を目安に配置することとしており、令和7年度は188名となっております。

○前屋敷恵美議員 同じく、特別支援学級に在籍している児童生徒の数と、担当する教員の確保、配置の考え方についてお伺いいたします。教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君） 特別支援学級に在籍している児童生徒数は、令和7年5月1日現在、小学校が2,873名、中学校が1,104名となっております。

また、当該年度に特別支援学級を担当する教員の数は、4月の始業日における各学校ごとの対象児童生徒数をベースに、国の規定に基づき、1学級8人を上限に教員1人を配置することとしており、令和7年度は838名となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

前段お聞きしました給特法ですが、残業代の代わりとして支給される教職調整額を給与の4%から今回10%に引き上げるという僅かな改善はありました。しかし、それをもって時間外勤務は無制限では、問題の解決にはなりません。正確な勤務実態の反映など、現場の実態と

声を踏まえたものにすることが必要だというふうに思います。

文部科学省が調査した2024年度のいじめの件数は、4年連続で過去最多を更新し、8人の中学・高校生が自殺しています。

こども家庭庁と文科省は、11月に「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」をまとめました。学校や教育委員会がいじめを早期発見し、対応することを強調していますが、現場の教員は、長時間過密労働の中で、子供に寄り添った丁寧な対応ができないのが現状で、現場の先生方は悩んでおられます。

いじめの問題は、子供たちの命と尊厳に関わります。留意事項集でも、子供の話を丁寧に聴くことを求めています。そうであれば、それができる体制をつくること、教員がゆとりを持って子供たちと向き合える時間を保障することです。今必要なのは、教員の長時間労働をなくす働き方改革と、教員定数を改善すること、教員を増やすこと、この両方を同時に進めることではないでしょうか。

もちろん、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、子供たちの心のケア、生活のケアを専門に担当する職員もしっかり配置することが必要だと思います。

そこでお伺いします。教員不足、教員の成り手不足の現状を踏まえて、教育委員会として、その解消に向けた具体的な対策、取組についてお聞かせください。教育長、お願いいたします。

○教育長（吉村達也君） 教育は、子供たちの人格の形成に大きく寄与するものであり、教職は、子供たちと人生を共に歩み、成長を感じることができる仕事です。

教育委員会では、この教員の魅力を発信して

いく取組として、教員を目指す中高生を対象に、若手教員がやりがいや魅力を直接伝える「ひなた教師ドリームカフェ」や、大学1・2年生等を対象に、教員の業務や学校の魅力を直接体験できるスクールトライアル、教員を志望する高校生や大学生、社会人を対象に、本県で教員として働く魅力を伝える説明会を全国8か所で開催するなど、様々な取組を行っております。

今後、これまで以上に、教員の魅力発信とともに働き方改革に全力で取り組み、情熱と使命感を持った人材の確保に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

将来、教員を目指したい学生・生徒に希望が持てるような明るい未来を示すことが、今、本当に何よりも大事です。学校現場や教員がブラックだなどと言われるような、そういう間違つた受け止めをされては、教員の成り手はなかなかないと思ひます。それにはきちんと教員が配置され、安心して通える学校を子供たちに保障すること、こうした手だてが教員の志望者を増やし、教員不足の解決になると思ひます。定数改善の声を国にもしっかりと上げていくこと、そして実現させることを強く求めるものです。よろしくお願ひいたします。

次に、加齢性難聴者の補聴器購入支援について伺ひます。

60歳半ばから70歳半ばで3人に1人、75歳以上では約半数以上が難聴に悩んでいるというデータが示されております。

加齢性難聴は、年を取れば誰にでも訪れる病気で、治ることはありません。難聴がきっかけで、社会参加ができなくなったり、認知症を発症したり、また内臓にも影響を及ぼすことが明

らかになっております。しかし、補聴器で補えば聞こえを取り戻すことができます。ところが、補聴器は性能によっては高価で、年金生活者にはとても手が出ないと訴えられております。

今、全国の43都道府県483自治体で、補聴器購入助成制度を実施して、高齢者の社会参加を促しております。県内でも助成制度を実施している自治体もあり、県の一定の支援があれば、多くの自治体の制度化を促すことにもつながります。

加齢性難聴者の補聴器利用の効果についての認識と、県の助成制度が設けられないか伺ひたいと思ひます。福祉保健部長、お願ひします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高齢者が社会的孤立や認知症疾患にならないためには、他者との交流や社会参加が大変重要であります。

議員御指摘のように、聞こえづらくなることで、人とのコミュニケーションがおっくうとなり、ひきこもりや認知症のリスクが高まる可能性があるものと考えております。

現在、県では、高齢者等が仲間と交流できる通いの場や、認知症の方や御家族、地域の方が集う認知症カフェなどの取組を支援しているところです。

今後とも、市町村や関係団体とも連携しながら、難聴の高齢者がコミュニケーション能力を維持できるよう、その社会参加の促進に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 補聴器購入助成制度については、国の制度として図っていただくような要求も、せんだって厚労省にはしてまいりました。しかし、まずは、県と各自治体との共同での支援体制を求めたいと思ひます。

補聴器があれば、まだまだ働けるという高齢者も多く、ボランティアなどで世の中のために

尽くしたいという高齢者もおられます。何より高齢者の積極的な社会参加にもつながり、認知症予防にも効果を発揮します。

先ほど来、お話も出ていますが、元気に活躍できる高齢者でいてもらうために、ぜひ補聴器購入助成制度の創設を県として検討していただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

では、続いてまいります。学生の公共交通機関利用について伺います。

学園木花台にあります宮崎大学が、宮崎駅前に、大学のキャンパス、錦本町ひなたキャンパスを開校いたしました。ここで授業を受ける学生は、木花キャンパスから通うことになったわけです。交通手段は主に公共のバス利用です。

しかし、交通費がかなりの負担になると学生は訴えています。木花キャンパスから宮崎駅まで片道約700円、往復1,400円にもなり、本当に大きな負担だというふうに思います。

大学生は今、授業料値上げ問題にさらされ、物価高騰が生活を直撃し、心穏やかに学ぶことに厳しさがあるのではないのでしょうか。宮崎を学びの地に選び、生活している学生・若者に、何らかの手助けができないものかと思うわけです。

県としても、若者にとって利用しやすい路線バスの環境づくりにどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。総合政策部長、お願いします。

○総合政策部長（川北正文君） 若者がバスを利用しやすい環境づくりは、路線バスの維持・充実を図り、県民の移動手段の確保につながるものです。

このため県では、昨年度実施した県民アンケートや本年度のバス無料デーにおけるヒアリ

ング調査等により、若者も含めた県民の皆様から、バスを利用したいと思える方策等について御意見を伺っており、今後の利用促進策の検討などに活用してまいります。

また、事業者においても、平日の特定時間内に乗り放題となる割引チケット等を販売するなど、学生等が利用する際に有用なサービスを提供しております。

県としましては、今後とも、路線バスが若者にとって利用しやすいものとなるよう、市町村や事業者と連携して取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 私は本来ならば、宮崎大学がキャンパスを新たに設けたわけですから、大学側として何らかの手だてがあつてしかるべきかとも思うわけですが、学生にとっては、宮崎駅前キャンパスに毎日通学するわけではないので、定期券を購入するまでには至らない。

これは私の考えですが、必要なときに割安で利用できる回数券などのような支援ができないかと。今、乗り放題の割引チケットとかの御提示もありましたけれども、回数券は必ず乗りますよという先付手形のようなものですから、事業者にとってはそんなに損はないというふうに思うんです。

高齢者には大いに乗ってもらおうという支援策があります。学生にも若者にも乗ってもらう、利用してもらう方策があつてもいいのではないかと思います。路線バスの維持にもつながると私は思います。

ぜひ、県からも交通事業者への提案、働きかけをお願いしたい。そしてまた、先ほどお話ししましたが、この宮崎の地で学び、働いて、生活していただく、こういう若者を増やしていくためにも、若者にもっと支援していく、こういう方向性が必要ではないかと思いますので、よ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

今回用意いたしました質問は以上です。今回は私の今年最後の質問となりました。

今、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すとして、住民を犠牲にしての基地強化、軍事拡大が進み、国民の暮らしに予算が回らない。こうした中での県民の今の暮らしです。

戦争の危険から県民を守る、戦争にさせない外交に徹するよう国に進言すること、これが地方自治体の最大の責務だと私は思ひます。軍備強化で威嚇しても解決にはなりません。さらなる危険を増すだけです。

今、日本からの武器輸出拡大が狙われ、軍需産業が著しい伸びを示しています。ここにさらなる税金が使われる悪循環を生み出す危険性すらあります。こうした軍事に使う税金は国民の暮らしにと要求して、県民の安心・安全な暮らしのために、ぜひ新年度予算に生かしていただき、こういうことを申し述べて、本日全ての質問を終わります。

少し時間も残りましたが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○外山 衛議長 以上で一般質問は終わりました。

○外山 衛議長 次に、今回提案されました議案第1号から第32号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第19号から第21号まで採決

○外山 衛議長 ここで、教育委員会委員及び収用委員会委員の任命の同意についての議案第19号から第21号までの各号議案についてお諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第19号から第21号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第18号まで及び第22号から第32号まで委員会付託

○外山 衛議長 次に、議案第1号から第18号まで及び第22号から第32号までの各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日4日から9日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時47分散会